

税制調査会（第17回総会）議事録

日 時：令和4年10月4日（火）14時30分

場 所：WEB会議（財務省第3特別会議室を含む）

○中里会長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第17回の「税制調査会」を開会いたします。

本日の出席者一覧は、皆様のお手元にお配りさせていただいております。オンラインで御出席の方につきましても、現在、全員の方との接続が確認できております。

オンラインで御出席の方におかれましては、会議の途中でパソコンの操作などに支障が生じましたら、あらかじめお伝えしております事務局の電話番号に御連絡をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、プレスの皆様には、密回避のため、別室にてリアルタイムで会議の様態を御覧いただくこととしております。

加えて、これまでと同様ですが、インターネットでのリアルタイム中継も行っておりますので、その点もお含みおきください。

それでは、議事に入りたいと思います。

これまで、経済社会の構造変化等に関する「有識者からのヒアリング」や「税制に関する総論的な議論」を行ってまいりました。

本日から税目ごとの具体的な議論に入っていきたいと思います。今日は「個人所得課税」を議題にして議論を進めたいと思っております。

それでは申し訳ございませんが、ここでカメラの皆様は御退室をお願いいたします。

（報道関係者退室）

○中里会長

それでは、議事を進めたいと思います。

本日は、税目ごとの具体的な議論ということで「個人所得課税」を議題としました。

本日の個人所得課税を皮切りに、今後、何回かにわたり税目ごとの議論を行いたいと思います。

本日の議論の流れに関しましては、最初に事務局から、各税目の基礎的な部分をごく簡潔に概観していただいた上で、主要な論点などを御説明いただき、場合によっては、その論点に関する制度の概要やこれまでの議論の内容などについても御説明いただければと思います。

事務局説明の後に委員の皆様で意見交換を行う時間を設けたいと思っております。

なお、本日は、事務局である財務省の説明の後に、議題に関連してですけれども、東京大学大学院経済学研究科の楡井誠教授からヒアリングをできればと思っております。

楡井先生、本日はどうかよろしくお願ひいたします。

また、今後開催する各税目セッション内でも、必要に応じ、有識者の方をお呼びしてヒアリングをすることもあり得るかとは思いますが、基本的には、今申し上げたとおり、委員間での議論・意見交換をメインに行えればと考えているわけです。

委員の皆様方におかれましては、これまでと同様に活発な御議論をお願ひできればと思います。

それでは、財務省主税局税制第一課の関課長、その後に楡井先生、続けて総務省自治税務局市町村税課の植田課長の順に、御説明をよろしくお願ひいたします。

○関主税局税制第一課長

税制一課長の関と申します。よろしくお願ひいたします。

資料総17-1に沿いまして御説明いたします。

所得課税に関しましては2回に分けて御議論をお願ひしたいと思っております。今回1回目ということでございます。

2ページ目でございます。

この資料は、これまでの政府税調におきまして所得課税について触れられてきた論点・課題の要点をまとめております。上の箱でございますけれども、平成12年の答申において「個人所得課税の課題」という表題の下に整理いただいた記述のエッセンスをまとめてございます。国の所得税に関しましては、個人所得課税の役割と負担のあり方、控除のあり方など課税ベースとしての所得の在り方、それから、所得再分配機能のあり方、制度の簡索性といった課題が挙げられているところでございます。

それから、下の箱、令和元年9月におまとめいただきました「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」の中の所得税に関する記述のポイントをまとめております。「働き方やライフコースの多様化等への対応」ということで、諸控除の見直し、それから、企業年金・個人年金等に関する公平な税制の構築といった課題が挙げられているところでございます。

本日のセッションの中では、特に上の箱の(1)や(3)のテーマ、特に所得税の負担構造のあり方といった点を中心にデータもお示ししながら御議論を賜ればと思っております。諸控除の見直し等のテーマにつきましては、2回目のセッションで御議論を賜ればと思っております。

それから、3ページ目でございます。

こちらの方は今年の6月9日の政府税制調査会で、藤谷武史東京大学教授から「租税原則としての〈公平〉」というテーマのプレゼンの中で触れていただいた点がございますので、そのポイントをまとめております。

プレゼンの中では、国家共同体のための貢献については、担税力、能力に応じて行うのが公平であるという応能負担の考え方が20世紀初頭以降有力となり、特に貧富の差が開いていく時代にはかなり一定の説得力を持っていた。一方で、近年は生涯消費と

生涯所得というものが大体対応するので、相対的な税負担能力を評価する上では消費が優れた尺度なのではないかといった議論も出てきている。このように筋道の通った公平のあり方というのは複数あり得るので、累進税率構造のような税制の基幹的部分の設計は政治過程における判断に委ねられるということですがけれども、説得力ある公平論によって税制改革を正当化する必要がある、こういった御指摘をいただいたところです。

それから、4ページ目でございます。

こちら、前回の税調で土居委員から、「租税原則における<中立>の意義」というテーマでプレゼンをいただきました。この中で、効率性としての消費課税と、それから、垂直的公平性を実現するための所得課税、この役割分担を考えていく必要があるといった御指摘をいただいております。

5ページ目から所得税の概要を簡単に御紹介いたします。

6ページ目で、まず、所得税の類型について、金子宏先生の『租税法』の解説を引用しております。大きく類型には分類所得税、それから、総合所得税、この2つがございます。

まず所得税制度がかなり前近代的な状態であった頃は、分類所得税という考え方によって所得の種類ごとに担税力の違いを考慮した課税を行うということでしたけれども、制度が発達してまいりますと、統一的な人的控除あるいは累進課税、こういったものを組み合わせてあらゆる所得を合算して所得の大きさに応じた課税を行うという、いわゆる総合所得税の考え方が強くなってきた。日本の今の所得税法につきましては、原則として各種所得の金額を合算して一本の税率を適用するというので、基本的には総合所得税ということですがけれども、特定の種類の所得については累進税率の適用を緩和することを目的に分離課税が採られている、こういった整理をいただいているところでございます。

それから、7ページ目でございます。

今申し上げた総合課税と分離課税について、イメージ図の形でお示しております。給与所得や事業所得につきましては、左側、国・地方を合わせて最大55パーセントの累進税率が適用されております。一方で、右側、利子所得・配当所得・株式譲渡益などには、国・地方を合わせて一律20パーセントの比例税率が適用されてございます。

それから、次のページでございます。

8ページ目でございますけれども、総合課税と分類課税を組み合わせた課税方式につきましては、こちらの表にまとめておりますように、基本的にどの主要国でも採用されてございます。

なお、外国の所得課税を見たときに幾つか特徴的な点があるので御紹介しておきますと、まず、この資料のアメリカ、それから、イギリスの分離課税のところを御覧いただくと、段階的課税という言葉が出てまいります。この仕組みの詳細につきましては、

後ほど参考資料、この資料の50ページ、51ページに図をつけておりますので御覧いただければと思いますけれども、イメージで申し上げますと、給与所得が高い人ほど分離課税において高い税率が適用されるような調整を行っている。特に、例えばアメリカでは配当や株のキャピタルゲインにつきまして、国・地方を合わせて最大で34.8パーセントの税率。それから、イギリスでも配当に対しては最大で38.1パーセント、株のキャピタルゲインに対しては最大で20パーセントの税率で課税されているところでございます。

それから、フランスにつきましては、通常の所得税のほかに、いわゆる社会保障目的税ということで、課税ベースは所得税より広く取りました社会保障関係諸税が別途課税されているところでございます。制度の概要につきましては資料の53ページ、54ページに付けておりますので御参照いただければと思います。

それから、3つ目に、アメリカ・フランスでは、海外出張報告の中でも言及いただきましたけれども、一定の閾値を超える所得を有する高所得者に対しましては追加的に税負担を求めるといった措置が別途講じられてございます。措置の内容は、ちょっと細かい字で恐縮ですが、この資料の注3あるいは注5というところに記載させていただいております。

それから、9ページ目でございます。

こちらの方は所得税法における10種類の所得区分とその計算方法、課税方式を一覧にまとめてございます。一番右側の課税方式の欄を御覧いただきますと、分離課税あるいは総合課税といったものを組み合わせておりますけれども、同じ所得区分の中でも総合課税と分離課税に分かれて課税される場合もあったりして複雑な仕組みになっているところでございます。

それから、10ページ目でございます。

こちらの方は所得税の計算の仕組みをイメージ図の形で示しております。ちょうどこのページの真ん中辺りに「所得分類」という表題の下で、四角で囲っているところがございます。こちらが10種類の所得区分に対応しておりますけれども、その後、損益通算あるいは人的控除の適用などを行いまして、課税総所得金額等というものを算出し、そこに累進税率を適用して総合課税を行っている、あるいは申告分離課税あるいは源泉分離課税、こういった形で税額を決定しているところでございます。

それから、11ページ目でございます。

こちらの方は所得税に関わる納税者が現在どの程度いらっしゃるかというものをまとめております。総人口1.2億人超に対しまして、所得税の納税者は、一番下ですけれども、約5,400万人となっているところでございます。

それから、次からは所得税の財源調達機能の現状のデータをまとめております。

13ページ目が消費税導入前からの所得税収の推移をまとめてございます。

赤く塗らしていただいた減税による税収減あるいはクリーム色で塗らしていただい

た増収措置による税収増、こういった制度要因によるもの、それから、あと経済情勢等による要因も相まって、ピーク時のバブル期の平成3年度、これがピークでしたけれども、26.7兆円から現在6兆円程度下回った税収規模、令和4年度予算ベースで20.4兆円となっております、財源調達機能が低下しております。

それから、次の14ページ目で、OECD加盟国の税収構成比をまとめさせていただきます。

左から2番目が個人所得課税になっておりますけれども、OECD諸国の平均をやや下回る程度の水準でございます。ただ、消費課税のウエイトが相対的に低い中で、代わりの負担を所得や資産などに求めざるを得ない構造になっているという点には留意が必要かと考えております。

それから、15ページ目。

こちら、対国民所得比の国民負担率の国際比較を行ったデータですけれども、日本の場合は相対的に全体の租税負担率が低いことも一つの背景といたしまして、ブルーで塗らせていただいた個人所得課税の負担率の水準は低くなってございます。

それから、16ページ目から、こちらで総合課税分のところの現状の御紹介をさせていただきます。

まず17ページ目でございますけれども、こちらの方は総合課税分の税負担額がどのように決まっていくかということイメージしていただくために、典型的な給与所得者の場合の所得税額の計算方法を図示しております。

一番左側の手取りの給与収入からスタートいたしまして、経費の概算控除の意味合いである給与所得控除分を引いて、そこから雑損控除あるいは人的控除等の所得控除、こういったものを差し引いて課税ベースとなる所得金額が計算されまして、そこに累進税率を適用する。そこで計算された税額に対して最後、住宅ローン控除などの政策的な税額控除の適用額を差し引いて最終的な納付税額が決定されるということでございます。

なお、こちら、給与所得者のケースをお示ししておりますけれども、個人事業主の方でございますと手取りの事業収入からスタートして必要経費分を差し引いて、そこから人的控除等を引いていくという形になりますので、基本的に同じような構造になってございます。

それから、次の18ページ目。

こちら、総合課税分につきまして、課税ベースがどの程度あり、どの程度の税額が生じているかということを図示しております。一番上に横線で270兆円ぐらい収入がございまして、そこから控除を適用した後の課税所得、薄いピンクで塗らしていただいている課税所得が約120兆円、そこに累進税率を適用した結果の税額が約13.6兆円となるのが現状でございます。

それから、19ページ目。

こちら、現在の所得税の税率構造でございます。刻みは7段階となっております。直近の税率の見直しは平成27年分から行われた最高税率の40パーセントから45パーセントの引上げということでございます。

それから、次の20ページ目。

こちらは所得税の累進構造について国際的に比較したものでございます。どの国も何段階かの累進構造を採用してございます。

それから、21ページ目。

こちら、OECD加盟国における国・地方を合わせました個人所得課税の最高税率の国際比較を行っております。復興特別所得税分も加味いたしますと日本の最高税率の水準は最も高いものとなっております。

それから、22ページ目でございます。

こちら、各納税者に対しまして、どの限界税率が適用されているかをまとめさせていただいております。最も低い5パーセント、最低税率のブラケットに約6割の納税者の方、次のブラケット、10パーセントまでで約8割の納税者が属しておられるという状況です。一方、最高税率の45パーセントのところは約10万人ということで納税者の約0.2パーセントとなっているところでございます。

それから、23ページ目ですが、前のページのデータを国際的に比較したものをお示ししております。

日本の納税者の8割強は10パーセント以下という適用税率ですけれども、下の表にございますように、イギリス・フランスでは8割前後、それから、アメリカでも半分弱の納税者の方は10パーセント超から20パーセント以下、こういったブラケットに属しておられるという状況でございます。限界税率の水準には差が見られるというのが現状です。

それから、24ページ目。

こちら、国・地方を合わせました個人所得課税の限界税率の推移を追ってございます。特に平成7年分の見直しが特徴的でございますけれども、所得水準の上昇とか所得分布の平準化が見られる中で、いわゆる働き盛りの中堅所得層の収入が増えるときに、一方で税負担も累増していくといった負担感を感じる状況を解消するといった観点で、累進性を緩和するといった見直しが行われてきておりまして、徐々に線が下がっております。現在は濃い黒の点線になっているところでございます。

それから、25ページ目。

前のページは限界税率の形でお示ししました。このグラフは一定の仮定を置きまして、横軸に手取りの給与収入を取りまして、縦軸に負担率を取りまして実効税率カーブを描いております。総合課税分についての累進性の程度をイメージいただくための材料ということでございます。

このページは単身でございますけれども、平成24年分まで累進性の緩和を進めてま

いました。ただ一方で、近年は特に高所得層を対象といたしまして、最高税率の45パーセントへの引上げですとか給与所得控除の控除額の上限設定、基礎控除の見直しを行うなど累進性の回復を図ってきており、今は濃い実線の部分になってございます。

それから、26ページ目。

こちらは夫婦子2人（片働き）のケースでございます。控除の適用関係が変わってまいりますので、前のページの単身の場合とは数字は異なりますけれども、基本的なカーブの変遷の構図は変わってございません。

それから、27ページ目でございます。

このページは給与収入階級別の個人所得課税の負担額を国際的に比較しております。単身ですとか夫婦子1人とかモデルケースごとに金額ベースで比較しております。

それから、28ページ目でございます。

こちらは実効税率カーブの形で国際比較をしております。こちら、単身世帯のケースですけれども、日本は給与収入、約1,500万円を下回る水準までは最も低い負担率となっております。

それから、29ページ目は夫婦子2人（片働き）のケースですけれども、こちらは給与収入1,000万円辺りでは日本の負担率は下から2番目、給与収入5,000万を超えると負担率が一番高くなるといった格好になってございます。

それから、30ページ目から、これまでは総合課税分の部分の負担構造のデータをお示ししておりましたけれども、これから分離課税の分も加味いたしまして所得税の負担状況についてデータをお示ししていきたいと思っております。

31ページ目ですけれども、まず分離課税分も加味した負担状況ということで、申告納税者の税負担の状況を把握してみるとということが一つのアプローチかと思っております。これによって総合課税分に加えまして申告分離課税分の所得も織り込むことができるということでございます。

このグラフは申告納税者の所得税負担率を国税庁の申告所得税標本調査という統計データに基づいてお示ししております。従来はこのデータを基に、黒い実線のグラフでございますが、これが1億円を境に山型の形状になっていることを示しまして、いわゆる「1億円の壁」という現象が見られること。それから、その要因といたしまして、国税分15パーセントの定率により課税が行われている配当や譲渡益などの所得群が存在することが考えられる、こういった説明を行ってまいりました。

一方で、この点につきましては、先日、9月16日の議論の際にも土居委員からデータの充実の御要請のコメントをいただきました。それから、それまでの議論の中でも、特に1億円より上の階層はどういった要因で所得を得ておられるかのプロファイリングはより丁寧に行うべきではないか。あるいは申告が行われていない金融所得に関するデータもなるべく分析の対象に含められるような努力をするべきではないか、こういった御指摘もいただいてまいりました。こうした点も踏まえまして、このページでは

令和2年申告分に関連いたしまして幾つかデータを加えております。

まず1億円超の納税者数につきまして、右上の方に1.9万人程度と人数をお示ししております。それから、その上で1億円超の所得の納税者の所得に占めます株式等のキャピタルゲインの割合を点線、それから、長期保有する土地建物のキャピタルゲインの割合を破線でそれぞれ示しております。右上に上がっているものが株の方です。下がっているのが土地建物のほうですけれども、このデータを御覧いただきますと、1億円を少し超えたぐらいの所得層の方は比較的、土地建物のキャピタルゲインにより所得を得ておられるケースも多いという一方で、高所得になればなるほど株のキャピタルゲインがその源泉になっている部分が多いといった状況が見てとれるところです。

それから、次の32ページ目でございます。

こちらのページは、1億円を超える所得金額を得ておられる納税者の所得金額の合計、これは約5.6兆円になるのですが、その内訳を円グラフの形でお示ししております。こちらを御覧いただくと、上場株式等のキャピタルゲインが14.4パーセント、オレンジ色になりますが、非上場株式等のキャピタルゲインは27.4パーセントということで上場よりも2倍程度の水準。それから、土地建物のキャピタルゲインは21.3パーセント、給与収入が19.3パーセントといった内訳になってございます。

これまでの御議論の中では、1億円を超える所得につきましては、上場株式等のキャピタルゲインによって生まれている、そういったイメージが強かったと承知しておりますけれども、データを見ますと非上場株式等のキャピタルゲインの比重が高くなっております。同族会社等のオーナー株主などの方の譲渡所得が中心になっている、こういったことが見てとれるところでございます。

それから、33ページ目でございます。

このページでは、これまでの所得税に加えまして、標本調査の社会保険料控除のデータから計算しました社会保険料の負担率も合わせた形での負担率カーブをお示ししております。社会保険料と税は趣旨を異にしておりますので単純に合算すべきものではないわけですけれども、一方で、同じ公的サービスに対して負担するという面もございまして、個々人が感じておられる負担感というものを見るための一つの素材としてお示ししてございます。なお、フランスでは先ほど申し上げたとおり社会保障目的で所得をベースとした課税が行われているところです。

このグラフを御覧いただくと、特にグラフの左側の方に属しておられる方、こちら、フリーランスの方とか事業所得者の方をイメージいただくと分かりやすいかと思えますけれども、このような300万円とか400万円程度の所得水準の方が感じておられる負担感と比較いたしまして、一方で、グラフの右端の方に寄ってまいります20億円とか50億円とかの所得を有するような経済的な地位を確立されている方の負担のあり方、こういった点につきましては、スタートアップへのリスクテイクに対する一定の配慮というのは当然必要なわけですが、社会の会費を広く公平に負担するという公平感に

かなっているかどうか、この点は国民的な御議論をいただく必要があるのではないかと考えております。

それから、次の34ページ目でございます。

こちらの方、新しいデータになってございます。以前いただきました御指摘を踏まえまして、利子、配当、それから、譲渡所得、こういった資本所得に関連いたしまして、特に分離課税の対象になっている所得をなるべく広く捉えて所得の規模感、分布状況をみたものです。

今回、かなり新しい取組でして、確定申告書のデータあるいは特定口座の年間取引報告書のような税務当局に出していただくデータを拾って、何千万という数のデータをひもづけて分析をした初めの試みでございます。そういったクリーニングはなるべくしているのですが、そういった前提のデータということで見ただけならばと思いますが、具体的な対象範囲につきましてはページの下に注2というところで記載をさせていただいております。

特にこれまで入っていなかった特定口座の中での取引で発生した所得は網羅的に対象にしております。そのほか、一般口座の中で上場株式等の取引により発生したものですとか、その他申告の対象となった所得は対象に含めることができました。

また、非上場株式につきましては譲渡益についてはこの分析の対象に入っておりますけれども、一方で、配当は総合課税の方の対象になりますので、これは対象に含まれていないというところでございます。

この分析結果のポイントでございますけれども、まず左上に書かせていただいたとおり、総額7.4兆円でございます。人数は下の方に横の矢印で書いてあって小さい字で恐縮ですが、約1,764万人の方が挙げられてございます。

それから、分布という意味でいいますと、真ん中に箱で囲って文字を書いておりますけれども、資本所得で100万円以上の方、これはイメージで申し上げますと平均利回り2.5パーセント程度ということで考えますと、資産規模でいうと4,000万円程度の資産をお持ちの方ということになりますけれども、そういった方が全体人数約1,764万人の4.9パーセントぐらいでございますが、その方が7.4兆円の所得総額の79パーセントを得ておられるということで、ある程度集中傾向が見られるという結果が出ております。

この点につきまして、所得や資産などの偏りにつきましては、経験則としてパレート分布と呼ばれる分布として近似できるということが知られてございます。こういったことを踏まえまして、右側の方で対数を取りましてプロットをしてみました。そういたしますと、右側の図にございますように、近似曲線、赤くお示ししたような直線が描ける状況でございます。この傾きのことをいわゆるパレート指数と言うそうでございますけれども、このパレート指数が小さいほど高所得層内の格差が大きいという指摘がなされております。

この指数自体、今回1.1という数字が出たのですけれども、これについては一般的には指数が1を下回ると寡占状態を意味するとされているようでございまして、相当程度の集中傾向が見られるということでございます。この点につきましては、後ほど楡井先生からも若干解説をいただくと承知しておりますけれども、こういったこれまで御説明申し上げたような所得に関する客観的なデータをお示しした上で、専門家の方々に分析をいただいて、所得税の負担のあり方についても御議論を賜ればと考えてございます。

それから、35ページ目から来年度税制改正にも関係いたしますNISAとスタートアップの関連の税制の御紹介です。

36ページ目。

こちら、骨太の方針2022という6月に閣議決定された文章で、NISAを抜本的拡充するという方向性が決定されてございます。この点に関しまして、岸田総理からは中間層の老後に向けた資産形成を支援するという意義が強調されているところでございます。資本市場に参加して、そのリターンを得る機会へのアクセスといったものを中間層向けに増やしていく、こういった目的に沿って抜本的拡充を行っていく必要があると考えてございます。

それから、37ページ目は今のNISA制度の概要でございます。

左側に一般NISA、それから、右側につみたてNISAというものがあり、選択制になってございますけれども、政策の方向性といたしましては、右側でございます長期積立、分散といった特徴を有しますつみたてNISAに重点が移ってきております。

それから、38ページ目は、令和6年から左側にございました一般NISAというものが新NISA制度に移行することが予定されております。

それから、39ページ目は、NISA制度がこれまでどう活用されてきたのかということについて、口座数、それから、買付額の累積額、それから、残高推移ということでまとめさせていただいております。

それから、40ページ目、こちらが先ほどの抜本的拡充の姿を考える上での素材というところでございます。

横軸に年代を取りまして、縦軸に収入・資産・負債・NISA口座の開設状況を整理しておりますけれども、ざっくりした傾向で申しますと、20代の方は収入、フローが少なく、投資余力が相対的に弱い。それから、30代・40代の方は収入が増えますけれども、住宅ローン等の負債を抱えて投資余力がどこまであるのかといった状況。それから、50代以降の方は住宅、子育て等が一段落いたしまして退職金等も含めた資産運用を考える時期、こんな傾向が見てとれますので、ライフステージに応じて多様な資産形成のニーズが存在するのかなといった状況でございます。

こういったライフサイクルに応じた投資ニーズに柔軟に対応するということが必要かと考えてございまして、例えばつみたてNISAの非課税保有期間、現在は20年になっ

てございますけれども、若い方がこつこつ積立てをする上で20年持っているとなってしまう、こういった状況を避けるためにその辺りを思い切って拡充するという考え方もあろうかと考えております。

それから、41ページ目。

こちらは中間層の資産形成を検討していく上でのデータでございます。

まず、全国家計構造調査に基づくストックの情報です。総世帯ベースで下位80パーセントは丸で囲ませていただいたように、預貯金から有価証券投資へと振り向けていくというところに意義があろうかと考えております。

それから、42ページ目でございます。

こちら、詳細に金融資産、預貯金、有価証券を含みますけれども、金融資産の残高の分布状況を見ますと、左側でございます中央値は650万円程度でございます。一方で、右上の箱でございますように、つみたてNISAの非課税投資枠は1人800万、2人世帯では1,600万ということで中央値を上回る状況になってございます。

それから、43ページ目。

これまでは単身世帯を含む総世帯ベースのデータですけれども、こちらは2人以上の世帯に関する分析です。収入階級別の金融資産残高を棒グラフの形でお示ししております。濃いブルーのところは有価証券だけのデータになってございますけれども、平均額は295万円でございます。一方で、横にオレンジ色でバーを入れさせていただいているとおり、つみたてNISAの枠では800万円、それから、iDeCoの枠で1,100万円、2人世帯では合わせて3,800万円というようになるわけですけれども、これは年間収入が1,500万円の世帯が保有する金融資産残高約3,000万円を超えている状況でございます。

それから、44ページ目。

こちらは42ページ目と同じような形で有価証券残高の分布状況を見ております。2人以上世帯のうち、約7割の方は一番左側でございますように、そもそも有価証券を保有してございません。また、現行のつみたてNISAの非課税投資枠、2人世帯では1,600万円となつてございますけれども、1,600万円以上の有価証券を保有している世帯は全体の約5パーセントでございます。それから、iDeCoの枠も合わせた3,800万円以上の有価証券を保有している世帯が全体の1.5パーセントという状況でございます。こうした点も踏まえながら、制度の拡充や格差をより固定化することのないように留意はしつつも、投資上限額の引上げですとか非課税保有期間の思い切った拡充、こういった点を検討していく必要があろうかと考えております。

それから、45ページ目からスタートアップ関連でございます。

こちらの資料でございますように、我が国経済の活性化に向けまして、今年の年末までにスタートアップ5年10倍増を実現するための5か年計画を策定することが決まっております。

46ページ目、スタートアップ支援の関係では、非上場株式の譲渡益に対する課税の

あり方が関係してまいりますけれども、この点に関しましては既にこの資料がございますエンジェル税制による支援などが行われてございます。

国民の負担の公平感という観点にも配慮する必要がございますけれども、エンジェル税制の見直しといった点も含めまして、スタートアップを生み出していくためにどうエコシステムをつくっていくか、こういった点を重視しながら税制支援のあり方、しっかりと議論していきたいと考えてございます。

本日、所得税に関しまして、総合課税分のみならず分離課税分も加味しました負担構造のデータをお示しいたしました。所得課税のセッションは次回も予定されてございますけれども、本日お示ししたデータなども参照いただきながら所得税の負担構造のあり方について御議論を賜れば幸いに存じます。

私からの説明は以上です。

○中里会長

ありがとうございました。

続いて、楡井先生、よろしく願いいたします。

○楡井東京大学大学院経済学研究科教授

東京大学の楡井誠です。

今日は「所得集中の構造」についてお話しさせていただきます。

2 ページ目ですが、近年、所得が富裕層に集中しているということが指摘されています。この議論の火付け役となったトマ・ピケティたちは、World Inequality Database (WID) を整備して、所得が集中する傾向を課税データを使って客観的に示しました。この図は、上位層の所得が全体の所得に占める割合を示しています。

米国では、所得上位 1 パーセント層が全体所得の 2 割を占めるに至り、大きな社会問題となっています。日本においては、上位 1 パーセントシェアは米国ほど集中していませんが、後に見ますように 10 パーセントシェアでは集中化の傾向が見られます。このような所得の集中がなぜ起こるのかを考えたいと思います。

3 ページ目の図は、日本の個人所得分布を逆累積分布で表したものです。逆累積分布とは、横軸に所得水準を取り、縦軸にその水準以上の所得を得た個人の割合を示しています。例えば図の中の点線が上位 1 パーセント点にある人を示します。なので、この点線と青い線の交点が上位 1 パーセント点での所得水準を表すこととなります。この図だと 1,000 万、2,000 万円くらいということですね。

富裕層 1 パーセント対その他 99 パーセントというスローガンがウォール街のオキュパイ運動で唱えられました。この図を見ますと、1 パーセント層と 99 パーセント層では所得分布のパターンもまた質的に異なっているということが見てとれます。99 パーセント層の分布は指数関数的に速やかに減衰するのに対し、1 パーセント層の分布は冪関数的にゆっくりと減衰し、そして、その範囲は 1,000 万円から 100 億円まで 3 桁にもわたっています。このように所得分布の右裾部分は非常に長く、密度がゆっくりと

しか減衰しないという特徴を持ちます。所得分布のこのパターンは古くから知られており、パレート分布と呼ばれています。裾の傾きはパレート指数と呼ばれ、パレート指数が低いほど分布の裾が平らで不平等であるということを示します。

4 ページ目ですが、この裾の傾きであるパレート指数の変化は、所得集中の変化と経験的に強く相関しています。つまり、所得の集中が強まっているときにはパレート指数は低下しており、したがって、富裕層の間の不平等度もまた上昇しているということになります。このことから、所得の集中化の背景には、富裕層所得のリスクの増大という要因があることが予想できます。

5 ページ目で、パレート指数の米国における推移を振り返ってみましょう。米国では中産階級が繁栄した50年代・60年代の後、70年代以降、パレート指数の大きな低下が起これ、富裕層への所得の集中が起きました。現在ではパレート指数は戦前の水準にまで下がり、歴史的な下限に達しています。

右の図は、逆累積分布の推移を示しています。80年代から90年代にかけて上位1パーセントや10パーセントの部分の傾きが大きく平らになっていることが見てとれます。

次に、6 ページ目で、日本の推移を見てみましょう。日本のパレート指数は1.5から2.5の間で比較的安定しています。右の図を見ますと、80年代から90年代にかけて裾部分に大きな膨らみがありますが、これはバブルによる資産価格変動に対応しているものと考えられます。傾きはおおむね2となっています。2というパレート指数が意味するのは、所得が1桁上がるたびにその所得水準以上の人が2桁減るという意味です。例えば、1,000万円以上の所得を得ている人たちの100人に1人は1億円以上の所得を得ている。その1億円以上の所得を得ているグループの100人に1人はまた10億円以上の所得を得ている。そういう入れ子構造になっています。このようなパレート分布は、家計所得以外でも観察されています。

7 ページ目ですが、パレート分布は非常に大きな値を取るまれな現象を説明する統計法則であると言えます。例えば地震の分布では、マグニチュードが2大きい地震というのはエネルギーが1,000倍の地震なのですが、それが100分の1の頻度で起こることが知られています。このように、裾の重い分布では何桁もの規模の異なる現象がそれなりの確率で起こる。そのために、通常用いている平均値や分散といった統計値が直感的な意味を持たなくなってくるという特徴を持っています。

8 ページ目で、例えば企業規模の分布を従業員数や売上げで見てもみましょう。これは経験的にパレート指数1に従うことが知られています。この図では日本の企業を示していますが、大体傾き1の直線に乗っているということです。指数1というのは10倍の規模の企業が10分の1の頻度で存在するということから、例えば企業のサンプルを10個取ると、そのうちの1個はほかの9個に比べて10倍もの大きさがあるということになります。このように大きな異なりがパレート分布の中には存在します。

9 ページ目ですが、パレート分布の特徴として、任意の上位グループを取ったとき

に、そのグループの平均と下限の比が指数である「 p 割る $p-1$ 」になることが数学的に知られています。これを企業規模の場合に当てはめてみますと、パレート指数 p が 1 に近いですから、「 p 割る $p-1$ 」で、この平均が発散しているということになってしまっているわけです。このため、平均的企業という概念が、実態としても、そして、実感としても意味を持たなくなってしまうということになります。

米国の場合には、パレート指数が家計所得や家計資産の分布も近年 1.5 を下回ってきているということですから、この企業のような分布に近づきつつあるということが言えると思います。つまり、米国においては、「平均的家計」という概念が統計として意味を持たなくなってきたということが言えると思います。そのことが実感としまして、人々の中の相互理解であるとか共感を難しくして、米国の社会の分断につながっているという面があるのではないかと考えています。

論者の中には、このような所得の集中化というのは、資本主義経済の必然であるというように論じる人もいます。次は、この点を考えてみたいと思います。

10 ページ目ですが、所得分布は図のように指数分布とパレート分布の 2 層構造で特徴づけられるというお話をしました。この指数分布が労働所得に対応し、パレート分布が資本所得に対応すると考えると整理しやすいと思います。労働と資本というのは、付加価値を生む 2 つの本源的生産要素ですが、労働がフローであり、資本がストックであるという性質を持ちます。つまり、資本は労働と異なり、蓄積可能な生産要素だということです。そのため、蓄積された資本から生じる所得は幾らでも大きくなり得ます。

さらに、資本リターンに每期毎期のリスクがある場合は、蓄積された後の資本所得のばらつきが非常に大きくなり得るということが分かります。このように掛け算的に成長する確率変数がパレート分布を生むということが数学的に知られており、一方、足し算的にしか変化しない確率変数は 99 パーセント層のような指数分布を生むということも数学的に知られております。これが所得分布の右裾にパレート分布が普遍的に観察される理由であると考えられます。

ただし、現代の経済では、資本といっても、かつての物的資本を思い浮かべるのではなくて、人的資本も含めて考えるべきだと思います。そのようにすることによって、現代の富裕層の多くが企業家・経営者であるということも同時に理解することができると考えております。労働と資本に比べて企業家精神が新しいタイプの本源的な生産要素になりつつあるというように考える人もいます。

11 ページ目ですが、それでは、このような掛け算的な成長があることによって、所得というものは際限なく集中してしまうことが不可避なのでしょう。過去のデータはそれに反したことを示しています。パレート指数は大体一定の範囲内で安定してきました。その理由は、労働所得の成長が所得集中をとどめる役割を果たしてきたからだと考えられます。掛け算の成長によって資本が一方向的に拡大すると、労働が資本に対

して相対的に希少になるので、労働市場では賃金が上がることとなります。それがこの図で描かれた分布の下限を押し上げて、裾部分の成長と拮抗して安定することになると考えられます。

ほかの要因としては、相続によって富が分散されたり課税されたりすることも大きい。そして、資産リターンに課税されることによってパレート指数が安定化することが分かります。

12ページ目ですが、このようなメカニズムで2層構造が歴史的に安定する中で、ここ40年ほど起こっている所得集中化のトレンドをどのように理解することができるでしょうか。この点については、多くの研究がなされているところです。一つ有力とされる仮説は、新産業が台頭してきていることによって、経済成長が新しいフェーズに入り、それに伴った現象だというものです。80年代の経済成長は、デジタル化、国際化、そして、金融の拡大を背景としてきました。これらの変化に対応できた企業が伸び、そうでない企業が縮んできました。

また、資本においては、物的資本ではなく無形資産が重要になり、個人や企業に体化された知識の重要性が増大してきました。その結果、従来の労働所得や安全資産所得に代わってアントレプレナーシップや人的資本といった掛け算で成長するリスク資産から得られる所得が増大したと考えられます。その一方で、安全金利を通じて資本所得を勤労世帯に分配するという機能が低下してきました。

13ページ目ですが、このプロセスは、日本においてはどのような形を取ったのでしょうか。日本では、1パーセントシェアは右の図に見られますように、近年までさほど拡大してはいません。ただし、5パーセントシェアや10パーセントシェアは拡大する傾向にあると思われます。

ピケティらが作成しているWIDによれば、日本の10パーセントシェアは米国並みと推計されています。ただし、このスライドの左の図に示した森口教授らの研究と突き合わせて考えますと、WIDの推計には大きなずれがあるように思われます。このようなそごが生じるのは日本の統計が十分でないことに起因しています。実際、WIDの各国比較の中では日本の統計の質は最低ランクとされています。なので、統計の速やかな充実が望まれるところだと思えます。

14ページ目ですが、仮に10パーセントシェアが日本において拡大しているとするならば、それはなぜ起こったのでしょうか。統計を見ると、労働所得の10パーセントシェアにはさほど大きな変化がないので、裾のパレート分布の方の変化が大きかったのだと考えられます。

一つ背景に考えられるのは、この時期の賃金格差の決定要因として、事業所単位の個別の要因が大きかったというリスクです。つまり、どういう産業に属していた、どういう地方にいた、どういうタイプの労働者が働いているということではなくて、似たような労働者を雇っているところでも事業所別に成長が違ったというのが大きな説明

要因になっているという神林教授の分析があります。

これは現代の経済成長の背景にある情報化や国際化といった環境変化に対して適応できた事業所とそうでない事業所があり、その間に賃金差が現れたと考えることができます。もしそうであるならば、そのような事業所の生産性の異なりを生み出した経営者、管理層の所得もまた連動して変動したことが推測されます。したがって、日本においても、そのような事業のリスクテイクが掛け算の成長部分を増大させて所得集中をもたらしたのではないかと考えています。もしそうであるとするならば、この所得の集中化は経済成長をもたらす源泉と原因を同じくしているということになります。

15ページ目で、所得分布の問題をより大きな経済全体とその成長という観点から見てみたいと思います。GDPというパイを労働と資本に分けると、右の図のようになります。80年代以前のキャッチアップ経済の間は、勤労世帯は右側の雇用者報酬に加えて資本所得の一部も安全金利の形で獲得してきました。80年代以降、キャッチアップ経済は終了して、日本経済は世界の生産技術フロンティアに立ち、成熟経済となりました。つまり、生産手法を年々改善して生産性を上げなければ成長できなくなったわけです。

所得の集中化をもたらした労働と資本の性質の変化も、そのような成長パターンの変化に伴って起きたと考えられます。そう考えると、リスクテイクを伴う事業活動が、所得の集中化と経済成長の両方の原因になっているということになります。このような成長の下で所得分布を安定化するには、生産性の高まった事業所へ労働をシフトする、そうやって分布の下限のところを底上げするということが有効になります。

また、資本所得の分配の方は、16ページ目のように変化しました。

成長の源泉が無形資産や知識へとシフトする中で、金融の在り方も変化してきました。右の図は、企業の資金調達における資本市場の割合を示したものです。どの国でも工業化の過程では預金銀行を通じた資金調達が重要でした。しかし、成長の源泉が移るにつれて、資本市場経由へとシフトしてきました。その中で、日本の資本市場の割合はむしろ低下しているということが見てとれます。

安全金利も同時に低下しているということを考えると、家計にとっては資本所得を享受する経路を失っているということになります。資本市場に家計が参加することにより、家計は所得を補填することができますが、その前提として家計が市場に参加するコストの低下や金融リテラシーの向上という課題が残っています。

資本市場からの資金調達を企業の視点から見ますと、企業の経営や投資計画に対して、多数の多様な外部の目が入ってくるということを意味します。資本市場を整備することによって成長をもたらすようなリスク性の高い投資を市場で適切に目利きするような仕組みが求められていると思います。

17ページ目ですが、以上をまとめますと、所得分布は2層構造を持っており、富裕層部分はパレート分布に従うことを見てきました。パレート分布は掛け算の成長によっ

て生まれる裾の重い部分です。その部分の不平等度が近年の米国では甚だしくなり、所得の集中をもたらしました。それによって典型的な家計の姿と平均所得という統計が大きく乖離する状態になっています。このような所得集中化の背景には、経済成長の新しい源泉と企業家精神の台頭があったと思います。その背景から、人的資本や無形資産が重要になっていき、また、相対的に物的資本や安全金利が目立たなくなってきたということが理解できると思います。

事業投資によるリスクテイクが所得の集中化と経済成長の両方の原因になっているということが考えられます。このような新しい成長の中でリスクテイクの担い手と資金の出し手をつなぐ新しい金融が求められていると思います。

19ページ目ですが、最後に1分ほど、このような所得集中化という現実に対してどういうように対応すべきであるのかというのは様々な考え方があると思いますが、私の方から1つコメントです。

この所得集中化の傾向というのは、いわゆる格差論の中で社会的格差拡大の一つであるというように一緒に論じられることが多いように思います。ただ、所得集中といわゆる社会的格差は異なる部分も多いのではないかと感じています。真っ先に是正されるべき格差というのは、今日は論じなかった部分で、要するに富裕層の部分で起こっているものではない不公正に基づく格差だと考えています。

不公正というのは、ここで挙げましたように、日本社会あるいは労働市場には厳然としてまだ性差別が存在する。あるいは正規・非正規雇用に不合理な格差が存在する。教育機会に関しても子供たちの間で必ずしも均等ではないケースがある。あるいは税制について海外に所得を移転できたり、あるいは累進課税だと、あるべきところで本当のところ累進になってないといったような正すべきゆがみが存在していたりする。それらを正すのが真っ先に優先すべき視点なのではないかと私は考えています。

むしろ、所得集中化をもたらしているのは増大したキャリア上のリスク、ビジネス上のリスク、その帰結である部分が多いと思います。このようなキャリアにおける運・不運、事業における勝者総取りということは実際に起こっていると思いますが、それは今日見たような富裕層あるいはトップ10パーセント層、年収1,000万円以上を稼いでいるといったような恵まれた教育を受け、あるいは恵まれた経験を得てきた人たちの間でのビジネス上のリスクであるように感じています。

そこに、その格差を正すというのはあっても良いことではありますが、ただし、それによってリスクテイクそのものをエンカレッジしなくなってしまうのはどうかなというように考えています。なぜならば、そのような層、今日見た1パーセント層、10パーセント層が果敢にリスクを取り、そして、同じような持てるもので競争し、より高みを目指す、よりよいビジネスをする、よりよい判断をするということこそがマクロ経済の成長をもたらす一つの要因だからだと感じます。

ただし、このような掛け算の成長というものは米国社会の分析で見ましたように、

パレート指数が1に近くなるような非常に極端な格差をもたらすこともあり得る。それは社会分断をもたらす程度な非常な格差かもしれない。それに対する警戒は必要なのではないかというように感じています。

以上で私の報告を終了します。

○中里会長

楡井先生、ありがとうございました。

引き続き、総務省の植田課長、よろしく願いいたします。

○植田自治税務局市町村税課長

総務省市町村税課長の植田と申します。

私の方から個人住民税について、資料総17-3に基づきまして御説明させていただきますと思います。

まず、最初3枚でございますけれども、今回、地方税について資料を出ささせていただきますのが初めてでございますので、地方税全体の税収等の概要についての御説明でございます。

まず2ページ目ですけれども、地方税全体の税収が41.3兆円、一番右にございます国税化された特別法人事業譲与税約2兆円を加えますと、43.3兆円という規模になります。主な税目としては、個人住民税、地方法人二税、地方消費税、固定資産税等でございますけれども、一番左の個人住民税は13.2兆円、約32パーセントということで最も基本的な税目となっております。

続いて、3ページ目ですけれども、主要税目の税収の推移というものを示させていただきます。

個人住民税は平成19年度の3兆円の税源移譲以降、比較的安定的に推移しているという状況です。固定資産税については平成の1桁年度までは大体右肩上がりでございましたけれども、その後、フラットに推移している。それから、地方消費税については1パーセントでの創設、その後、1.7パーセント、2.2パーセントの引上げに伴いまして税収が増加しているという状況です。法人二税は景気変動に最も敏感に反応して税収の増減を繰り返してございまして、安定性については他の税に比べて少なくなっているという状況であります。

4ページ目は、主要税目につきまして、47都道府県における税収の偏在度を示しております。

地方税全体では一番左にございますように、東京都と長崎県、人口1人当たりの税収を比較すると2.3倍ということです。個人住民税はこれとほぼ近い2.5倍、固定資産税は2.3倍ということになっております。これらと比べまして、清算後の地方消費税は1.2倍と偏在度が一番低い形になっております。逆に、法人二税では5.9倍ということで、大都市部への偏在度が高いということが見ていただけるかと思っております。

続いて、5ページ目以降、個人住民税に関する資料になります。

5 ページ目ですけれども、これまでの政府税調での御議論の整理でございます。平成12年の答申の中で(5)というところですが、個人住民税の在り方としておまとめいただいておりますが、基幹税としての性格に加えまして負担分任の性格、それから、応益性について触れられておまして、このような性格を踏まえて在り方を検討する必要があるというようにされております。

続いて、6 ページ目でございます。

令和元年の答申でございますけれども、ここでもおおむね同様のラインが踏襲されておりまして、働き方の多様化等を踏まえた検討を行う際にも個人住民税は負担分任、それから、応益課税の性格等を踏まえる必要があるというようにされてございます。

続いて、7 ページ目でございます。

個人住民税の概要としております。地域社会の会費的な性格を有するというので、1月1日に住所を有する者に対して住所地団体が課税するものでございます。均等割として合計5,000円、所得割として合計10パーセント、利子割等については5パーセントという形になっております。

続いて、8 ページ目でございます。

給与所得者の個人住民税額計算のフローチャートということで、所得税の方も似たような図があったかと思っておりますけれども、左側の所得税と同一の計算をする部分と右側の個人住民税独自の計算をする部分がございます。

まず左側の合計所得金額を算出するための給与所得控除については、所得税と同様の計算をいたします。そこから独自の計算になりまして、まず右上にございますように、各種所得控除の額が所得税よりも低く設定されているということで、その分、課税ベースが少し広がっております。また、所得税は累進税率でございますけれども、個人住民税は10パーセントの比例税率という形になっております。

最後に、税額控除、一番右についても、種類・控除額等に違いがございます。国が政策的に行う控除につきましては、個々に性格を見ながら個人住民税にも適用が必要かどうか判断されてきているということでございます。

続いて、9 ページ目でございます。

こちら、より詳細な計算の仕組みということで説明しておりますけれども、これもほぼ所得税のところでお覧いただいた資料とほぼ同じでございます。所得控除とか比例税率の部分を除いて共通しておりますので説明は割愛させていただきます。

10ページ目も似たような資料がございましたが、マクロの個人住民税の課税ベース、それから、諸控除等の規模感を示したものでございます。270兆円という課税対象の収入から、それぞれ給与所得控除と、また、所得控除について控除されて、課税所得としては約130兆円、そこに10パーセントの比例税率を掛けて約13兆円の所得割額という形で、そこからさらに右下の括弧の税額控除0.7兆円程度というものが適用されているということでございます。

11ページ目は納税者数を示しておりますけれども、先ほどから申し上げているように、所得税に比べて少し課税ベースが広いということで、5,400万人余りの所得税に比べて5,900万人弱ということで、四百数十万人多いという形になっております。

続いて、12ページ目は個人住民税収の推移でございますけれども、上でございますように、3兆円の税源移譲以降、比較的安定的に推移してきている。一番下に分離課税分の税収の推移を示しておりますけれども、平成3年の2.8兆、令和4年で0.8兆ということで、おおむね2兆円程度減少はしているということでございます。

また、上半分にピンクと黄色の部分で税制改正の影響について示しておりますけれども、ピンクは減収要因で、黄色は増収要因ですが、平成6年ぐらいから18年ぐらいまでのところを見ると、ピンクの部分が多くなっており、特別減税、定率減税の影響を受けて減収となっていったということが見てとれるかと思えます。

続いて、13ページ目ですけれども、平成19年度の3兆円の税源移譲前後の変化を示しております。それまでは5パーセント、10パーセント、13パーセントの累進税率であったものを、10パーセントの比例税率にしたということでもあります。左下でございますように、国から地方へ約3.4兆円、地方から国へ0.4兆円を移したことにより、差引き3兆円の税源移譲が行われたというものであります。その結果、偏在度についても上の四角の2つ目の○にございますように、移譲前の平成18年度には3.3倍だったものが、令和2年度には2.5倍に縮小しているということでございます。

14ページ目はこういった動きを含めて税率の推移を所得税も含めてお示したものでございます。一番下が個人住民税で、3段階の税率が一律になったということが示されております。所得税と合わせた税率が一番上の右にございますように、10パーセントから55パーセントの階段になっているという形でございます。

それから、15ページ目でございます。

均等割の概要ですけれども、負担分任の性格を持つ個人住民税の中でもさらに特に基礎的なものとしての位置づけがございまして、納税義務者数は※印のところでございますように、所得割の5,900万人に比べて、さらに500万人ほど多い約6,400万人という形になっております。

下の表はこれまでの標準税率の推移でありますけれども、現在は単一の標準税率になっておりますが、以前は団体の人口とか種類別で3段階に分かれておりました。

また、下の※印にございますように、平成26年度から令和5年度までは、東日本大震災を契機といたしまして、緊急に実施する防災関係の財源の確保のためということで、年額1,000円引き上げられているということでございます。

16ページ目は利子等に対する分離課税の概要でございます。

これまで所得税と個人住民税は一体として設計されてきておりまして、総合課税分の10パーセントと異なる分離課税の税率5パーセントが適用されているということであります。既に所得税のところでも御説明がございましたように、高所得者層ほど合計

所得金額のうち株式等譲渡所得等の占める割合がどんどん高くなっていくという状況を踏まえ、個人住民税におきましても5パーセントが適用される所得部分の割合が多いということになりまして、負担率が低くなる傾向があるというように考えられます。

また、賦課徴収に関しましては、利子割は特別徴収、配当とか株式等の特別譲渡所得については原則特別徴収または申告分離課税という形になります。

続きまして、17ページ目でございますけれども、利子割等のもう少し詳しい概要でございます。

都道府県が課税主体ということで、⑤の真ん中にございますように、利子割のみ営業所等の所在地団体が課税する。ほかの2つについては住所地団体が課税するという形になっております。

⑦にございますように、5分の3は市町村へ交付されることとされています。

税収は⑧にございますけれども、利子割は325億円とありますが、ピーク時には1.6兆円程度の税収があったということでございます。

18ページ目は骨太の2022、もう既に御紹介されてございますけれども、いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたように、こうした金融の所得に関する税制等の設計に当たりまして、これまで所得税、個人住民税一体で行われてきたことを踏まえて対応する必要があるのではないかなというように考えております。

続いて、19ページ目ですけれども、超過課税、独自減税の実施状況でございます。

特に真ん中辺り、道府県の均等割で多くの団体が超過課税を行っている。森林環境とか自然環境の保全を目的としたものが増えてございます。また、名古屋市とか大阪府田尻町のように独自減税を行っている団体もあるということでございます。

私からの説明は以上とさせていただきます。

○中里会長

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から御意見をいただければと思います。

御意見がございます方は、会場で御出席の方も含め、画面上の挙手ボタンを押してください。発言順につきましては私から指名させていただきますので、指名された方は、会場に御出席の方は卓上マイクをオンにいただき、オンラインで御出席の方はミュートボタンを解除して御発言ください。

挙手いただいた順に指名をさせていただきますが、それぞれの委員の方々の出席可能な時間の関係で前後する場合がございますので、あらかじめ御了承ください。

なお、楡井先生におかれましては16時30分までの御出席となりますので、あらかじめお含みおきください。よろしく願いいたします。

また、本日欠席の芳野特別委員と岡崎特別委員から意見書が提出されております。政府税調のホームページにも後ほど掲載予定ですので、適時御覧いただければと思います。

ます。

それでは、挙手ボタンのプッシュをお願いいたします。

佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員

御丁寧な御説明、ありがとうございます。

財務省の説明資料の32ページ目を見ながら、多分皆さん、一番御関心のある図だと思えますが、それを見ながらコメントをしていきたいと思えます。

事務局から御説明があったとおり、合計所得金額1億円超、よくいう1億円の壁の向こう側ですけれども、そちらについては、やはり納税者の属性に応じた分析があつていいのかなと思えます。

何点かありまして、例えば不動産とか非上場株の譲渡益は、多くの場合、一時的な所得ですので、譲渡益の実現ベースで見れば、今年10億円であつたとしても、仮にそれが20年にわたって発生した譲渡益の累計だとすれば、発生ベースで見れば毎年5,000万円が発生し、それが積み重なったということになると思えます。なので、実はこれは横軸の見方が年間所得なので、決して発生ベースで見ている所得ではないので、本当のこの人たちは、10億円ではなくて年間で見れば5,000万円の人たちだったということにもなりかねないのですね。

そうなる場合、もちろん比例課税しているうちには別にそんなのはあまり関係がないのですけれども、今後、1億円超の譲渡益や金融所得について、例えばアメリカの段階的課税も含めた形で累進課税のようなことを考える場合、発生ベースで課税しないと、ある程度発生ベースということを考えて課税しないと、生涯ベースで見ると実は課税が課題になるということもあり得ると思えます。例えば年間5,000万円得ている人で20年間普通にいた人と、20年目に10億円稼いだ人では、実は生涯ベースで見たときに納税額が違ふということになってしまいます。

なので、これはよく学者っぽい意見になりますけれども、例えば時価課税であるとか、マーク・ツー・マーケットというやつですね。時価課税であるとか、あるいは課税所得を後年にわたって、これはシャープ勧告でも提言があつたと思えますけれども、課税所得を後年度、複数年にわたって平準化するといった仕組みが検討されてよいのかなと思えます。

ただ、もちろん、合計所得が例えば100億円を超えている人は20年で割つたって年間5億円なので、平準化している方が時価課税しても高い税率が適用されることに代わりはない。ただ、こうした人たちの中にはもちろん成功したスタートアップ企業がいるかもしれないということになりますと、単純に譲渡益課税というのは、つまり、100億円稼いだからといって譲渡益課税を強化すると、逆に御指摘のとおり、楡井先生からも御心配のあつたとおり、リスクテイクであるとかスタートアップへの誘引を損ないかねないと思えます。なので、これは国の方針にも反すると思えますので、やはりあ

る程度譲渡益の源泉、スタートアップか、そうでないかということに配慮した課税の仕組みが必要かと思います。

あわせて、譲渡益の課税を強化するのであれば、やはり損失への補償も充実しないと損益の間で課税が対称的にならないと思います。成功したとき、例えば100億円稼いだらそれは課税してもいいかもしれませんが、逆に損失したときにはそれなりの減税があってしかるべきだと思います。具体的にエンジェル税制の枠組みでいえば、例えば損失時の繰越欠損金の期間を3年から延ばすであるとか、あるいは投資の段階で控除の枠を広げるであるとか、そういった措置が必要だと思います。これは所得税のいわゆる一種の保険機能を果たすことになりますので、ある意味、リスクテイクを損なわない形で進められるのではないかと、リスクテイクを損なわない形で課税強化ができるのではないかと思います。

最後に、NISAについてですけれども、老後の資産形成を支援するという目的からは非課税枠の引上げというよりは、やはり非課税枠を引き上げて金持ちがもっと金持ちになるだけなので、もちろん勤労世代の間での普及をまずは優先することかなと思います。

あと個人的に疑問なのは、高齢世帯によるNISAの利用についてはやはりちょっと慎重に考えたほうがいいのか。もし老後の資産形成を支援するというのが減税の非課税の目的であれば、さすがに高齢者のNISAの利用というのはその趣旨に反するのではないかと思います。

いろいろ言ってしまったのでまとめますと、一方で、これから多分金融所得課税の強化が要請されると思いますが、単に課税強化するのではなく、例えば損失が生じたときはちゃんと減税を講じる。一時的な所得についてはある程度、時価課税平準化といった工夫をする。それから、勤労世帯についてはNISAなど非課税貯蓄枠を普及させるなど、一連の環境整備というのをまず行うべきではないかと思いました。

私からは以上です。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、寺井委員、お願いします。

○寺井委員

非常に詳しい説明をいただきまして、ありがとうございました。非常に勉強になりました。

私の方からは質問をさせていただきたいのですけれども、一点目は、財務省の関課長が説明してくださった点です。ちょっと佐藤委員の御発言とも関係するのですけれども、やはり1億円といいますか、ある所得水準を境に、そこから所得が高くなればなるほど税の負担率が下がるというのは、水平的公平の観点からすると税制調査会でもっと深く考える必要があるのではないかとこのように考えます。

特に、平成12年の答申の中で、所得再分配機能の在り方というところで、個人や企業の経済活動が多様化することによって所得格差の拡大の方向に働く可能性や、消費課税の割合が高まってきていることをも考慮すると、税制全体の再分配機能を維持していくことが必要という文章がありまして、これは平成12年でもう随分前のことなのですけれども、今読んでも全然前のこととは思えない。今の経済に対して非常によく当てはまる文章で、今後も維持していきたい方針というように考えました。

その上でなのですけれども、質問させていただきたいのは、佐藤委員もおっしゃったのですが、アメリカやイギリスの税制を少し参考にした方が良いのではないかと思います。52ページ目なのですけれども、多段階の税率を設定しています。かつ、多段階に設定するだけではなくて、金融所得の種類によっては、所得をどのブラケットに適用するかについて給与所得と連動させているのですね。単純な総合課税ではありませんが、ちょっと総合課税の精神に近いようになっていて、実際に所得税負担率のグラフを2つ見ると、日本に比べてあるしきい値を境に負担率が大幅に下がるというようなことがイギリスやアメリカではあまり強くは見られない。このように多段階の税率を金融所得に適用していること、それから、金融所得の種類によっては給与所得と連動させていることがこのようなグラフの形状に影響しているのかということについて関課長にお伺いしたいです。

二点目は、楡井先生の御説明で、非常に引き込まれて拝聴しておりました。伺いたいのは、リスクテイクの担い手と資金の出し手をつなぐ新しい金融が必要だというお話がありました。人的資本、知識資本の蓄積を妨げないような税制として具体的にどういようなことを思い浮かべますでしょうかということ楡井先生に伺いたいです。特に税制は、資金の出し手と、それから、担い手の両方に影響するように設計することが可能だと思うのですけれども、そこら辺、先生の率直なお考えを伺うことができましたと思います。

以上です。

○中里会長

それでは、まず一課長、お願いします。

○関主税局税制第一課長

今の寺井委員の御指摘について申し上げたいと思います。

先生から言及のあった52ページ目ではアメリカ・イギリスの日本の1億円の壁のデータに似たようなグラフをお示ししています。こちら、アメリカの財務省ですとかイギリスの財務省にある税務統計データを基にこのグラフを作らせていただいています。

日本ほど実は右側の垂れ下がりはそのなりに顕著に見られませんが、これは正直申し上げて、この横軸の切り方、所得の切り方がここまでのデータしかなく、この先を細かく分けてみたらどうなるかということところは正直分からないので一概には申し上げられませんが、一つの要因として、可能性としてあり得るのは、アメリカもイギリス

も寺井委員から言及があったように、若干分離課税のところの税率をどう掛けていくか、多段階にしていることも利いている可能性はあろうかと思えます。

具体的には、50ページ目と51ページ目、特に50ページ目のアメリカの仕組みの方がイメージされやすいかと思えます。

こちらの左側がいわゆる通常所得、総合課税の累進が利いている世界と、左側に配当やキャピタルゲインが入っておりますけれども、そのキャピタルゲインの税率、15パーセントとか20パーセント、どこを適用するかということについては、真ん中に赤と青のものがありますが、給与所得に金融関係の所得も足し合わせて、その総額が幾らになっているか、そういうところを見ながら税率を変えたりしておりますので、こういったところが若干影響している可能性はあるかなとは考えられるところでございます。

以上でございます。

○中里会長

それでは、楡井先生、お願いいたします。

○楡井東京大学大学院経済学研究科教授

寺井委員、重要な、そして、難しい質問をありがとうございます。リスクテイクの担い手と資金の出し手をつなぐような税制は何かということですが、その出し手の方というのは家計ということになりますから、家計の直接金融への参加を促すNISAのような仕組みというのは非常に重要だと思います。ただ、もちろん、リスクがあるということになりますから、金融リテラシーをどういうようにするのかということがありますし、制度の作り方が非常に大事なのだと思います。直感的には、やはり長期分散というのはリスク性資金を出すときに利きますから、なので、長期に積み立てるような行動を促すような税制は良いのではないかと思います。

それから、担い手の方ですが、これは佐藤委員からもお話があったスタートアップとかそういう話になるわけで、スタートアップ、そういうように特にリスクテイクをしていく個人、アントレプレナーということを考えますと、平均リターンで言うと全然高くないということがよく知られております。経済学の論文で「Steve Jobs or No Jobs?」というタイトルの論文がありますが、要するにすごく成功する人もいるけれども、ほとんどの人は成功しないわけで、グループ全体として見ると、社会に対する貢献、ボランティア活動みたいなものです。リスクテイクをする人たちというのは、要するにグループ全体として見るとそんなにもうかってないセクターなわけですね。なので、一見優遇に見えても、むしろそれを応援していくというような税制はあるのかと思えます。

私は税制にあまり詳しくありませんが、アメリカでは、例えばSコーポレーションであるとか、スタートアップをする個人をこういった総合課税とはちょっと別に考えていくようなやり方もあるというように聞いておりますので、そういうのは重要な

かと考えております。

以上です。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、吉村委員、お願いします。

○吉村委員

私からは財務省資料にコメントを3つ、そして、総務省資料にコメントを1つしたいと思います。

財務省資料に対するコメントの一点目は、公平と税率構造との関係についてです。

日本の税制の現状として、分離課税が既に確固なものとして存在していますので、単純に税率を操作するだけでは適切な税負担の公平を実現するのが難しい状態にあるというところが説明からよく分かりました。1億円の壁と呼ばれる状況もやはり分離課税を今から解消して総合課税にするということは到底現実的ではありませんので、何か違う形で対処していかざるを得ないだろうというように思います。

そういった意味では、資料の中でも御説明がありましたけれども、分離課税について所得全体で見た上で累進化を導入する段階課税の考え方というのは一つ参考になるかと思えますし、また、アメリカの説明のところで注に少し言及がありましたけれども、オバマ政権の際にメディケアに対応する税として導入された措置、一定以上の総所得を有する納税者に対しては特定類型の所得に対する上乗せ課税を行うサータックスの考え方というのも参考になるのではないかと思います。その際に、投資所得、あるいはパッシブな投資、こういったものをターゲットとして米国では上乗せ課税を行っているというように認識しておりますので、楡井先生の御紹介にあったようなリスクテイクとの関係というところもある程度整理できるのではないかとこのように思います。

二点目はNISAの拡充についてです。

これについては既に佐藤委員から御紹介がありましたとおり、雇用環境が厳しい世代や、あるいは負債を抱えてなかなか資産形成が進まない世代の後押しといった形で拡充を進められるといったことを期待しております。特に金融資産を既にお持ちの方というのであれば、単に口座を付け替えるということでNISAを利用するというものになってしまいますので、わざわざ税制措置するだけの効果が期待できないのではないかとこのように考えるところです。

三点目はスタートアップ支援についてです。

スタートアップ支援については、各国で様々な税制措置というのが導入されておりました実証研究も多い分野かと思えますので、この点、そういった実証的な成果というのでも踏まえながら御検討を進めていただければというように思います。

特に米国のQSBSと呼ばれる、キャピタルゲインについて一定の非課税を認める措置

につきましては、もちろんスタートアップ投資を増やしたという研究もございますけれども、一方で、富裕層にその恩恵が偏っているという批判もあるところです。特にスタートアップに投資するような非常にリスクが高い投資を行う投資家というのは、逆に言うと資産家で複数の投資先に投資をすることができるといった形で分散もできるという方が含まれているかと思しますので、単純にスタートアップ株式だと、だから、恩恵を与えるべきだという議論は少し避けたほうが良いのではないかというように思います。

続いて、総務省資料に対するコメントです。

やはり住民税、個人住民税に対する基礎的な理念としては、負担分任ということになるかと思えます。この負担分任の理念について、改めて強調するといえますか、考える必要が現在あるのではないかと思います。

1つ目が、働き方が変わる。例えば職場から離れたところに住んでリモートワークをすとか、あるいは1年の中で異なった自治体に住んで働いていくといった方が増えていくということになりますと、負担分任を支えている団体と住民との絆というのも変質してくるという面があるのではないかと思いますので、そういった新しい働き方といえますか、住み方というのをしていく方々というのをどう取り込んでいくかというのを考える必要があるかと思えます。

それと関連してというか併せてということになるかと思えますけれども、今さら申し上げるまでもなく、ふるさと納税制度についてはいろいろ批判もあるところかと思えますが、この個人住民税における負担分任という考え方の中で、今申し上げたような時代の変化ということも取り込みながら、新しい時代に即した制度に変えていってはどうかというように思っております。

以上です。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、吉川特別委員、お願いいたします。

○吉川特別委員

御説明ありがとうございました。二点、意見ないしコメントです。

一点目は、もう既にたくさんの委員がおっしゃいましたが、本日頂いた資料の31ページ、32ページでしょうか。大変貴重な資料だと思いますが、社会保険料を足した図がありますので、似たようなので32ページ。これは私も改めて今回、初めて拝見したのですが、本日、楡井教授からお話がありましたが、主として分布の右側といえますか、富裕層の話があったと思うのですが、日本の場合、皆さん御承知のとおり、実は所得が低いサイド、左側といえますか、そちらでも劣化、場合によっては貧困化が進んで格差の問題が広がっている、こういう問題があるわけですね。

そういう中で、社会保険料、特に国民年金あるいは国保の世界ですが、保険料という

のは非常に逆進的だと言われてきたわけですが、今回、今出していただいている図を見ても、左側の20パーセント弱ぐらいがそういう水準になる。これと比べて右端を見ていくと、やはりこれは改めて異常な姿だなというように思います。楡井教授も最後の結論のところでもこういうことを是正すべきだという話だったと思いますが、私も全く同感です。

先ほど佐藤委員がおっしゃったような右端の方、キャピタルゲインだと生涯所得だとどうなのだというのは確かにそういう問題もあるかと思いますが、それはそれとして詰めるとしても、大きく言えば、やはりこれは所得税の税率構造として大問題がありと認識すべきではないでしょうか。したがって、分離課税は維持するとして、先ほどから出ているようにある程度の段階的な税率を導入するとかして、この右側の状況ができるだけ早く是正すべきだというように考えます。

二点目は、NISAですが、私もNISAの拡大に反対するような考えは全く持っていません。これは本日のテーマから少しずれるのですが、NISAを拡充というような問題意識との関係で、実はアメリカで公的年金が要るか要らないかで何十年来、経済学者の間でも、あるいは政治的にも論争がありました。共和党の亡くなりましたマーティン・フェルドシュタインという人たちは、これは要らないと。しょせん貯蓄だと、強制貯蓄だと。それに対して、民主党系のピーター・ダイヤモンドという先生たちは要するという立場で、私は後者に賛成ですが、やはり生涯、定額のお金を給付し続けるというようなポートフォリオというのは個人でつくれないのですよね。ダイヤモンドの議論のポイントはそこだったと思います。

本日のテーマから少しずれて恐縮ですが、NISA拡充の問題意識の延長線上で改めて日本の公的年金のファイナンスを盤石にする重要性も認識すべきではないかと考えています。

二点コメントです。ありがとうございました。

○中里会長

ありがとうございました。

それでは、足立特別委員、お願いいたします。

○足立特別委員

このたび、大変丁寧な御説明、ありがとうございます。私も重なる意見になりますけれども、所得税の負担構造におきます税の公平性、この公平性に対して税負担の在り方について1つ意見をしたいと思います。

御説明のありました34ページ目は、大変価値のあるスライドでありありがとうございます。こちらにあります資本所得から上位0.03パーセントに相当します1億円以上の者が資本所得総額の過半を占めております。一方で、説明のありましたように1億円の壁ですね。31ページ目の申告納税者の所得税負担率はたしか1億円を超えますと徐々に下がって、結果としまして株式等譲渡所得の占める割合がもう高いことが明らかに

示されております。こちらの89.5パーセントが相当します。このようなやはり株式の配当等にかかります金融所得税につきましては、分離課税、かつ税率一律ということから、どうしても富裕層が税負担を軽減され、中でも金融所得を多く所有する高所得層は恩恵を受けています。そうなりますと、現行では資産を有する層とそうでない層、そして、言い換えるのであるならば制度を利用できない層との間でどうしても格差の固定化が一層助長する一面を否定できません。

ただ、やはり留意しなければならないのは、再三説明がありましたように、31ページ目の所得額の内訳では、非上場の株式所得等の割合が上場株式を上回っております。そうなりますと、同族会社に加えましてスタートアップなどの新規事業の成長を妨げますし、リスクテイクを損ないかねません。ですので、公平な税負担を確保しながら資産選択の中立を担保した制度の構築に向けてぜひ議論していただきたいと思っております。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、清家委員、お願いします。

○清家委員

私の方から、関税制一課長が御説明くださいました資料について、二点コメントを、お願いも含めて申し上げたいと思っております。

まず、大変に詳細で分かりやすい資料説明を有り難うございます。大変に勉強になりました。

一点目は、31～33ページ目辺りの1億円の壁を示す図を使った説明はやはりとても印象的で、これは寺井委員あるいは吉川特別委員も言われましたけれども、やはり右側の高所得層のところに負担をもう少ししっかりとしてもらおうようにするということは大切だと改めて思います。ですので、この1億円の壁の話というのはとても大切だと思われました。

ただ、その点で1つだけお願いがあるのですけれども、ページをめくっていただいて、先ほど吉川特別委員もちょっと触れられましたが、社会保険料も含めた負担率で見るとどうなるかという図で、これも確かにこういうようにして見ると、所得の低い人と高い人の負担率があまり変わらないではないかというような議論をするためにはとても分かりやすいと思うのですが、そのときに関課長も注意深く言っておられましたように、ぜひテークノートしておいていただきたいのは、これは皆さまには釈迦に説法ですが、社会保険料というのは例えば年金給付というような形で給付と一体となっておりますので、特に年金などの場合ですと低所得者の方がいわゆる所得代替率は高くなってメリットも大きいわけですから、今、社会保障制度改革の中で比較的所得が少ない非正規の方々にも適用を拡大しようという勤労者皆保険というような考え方で改革も進められようとしておりますので、この図を説明される際にはぜひそういう点にも留意をされて御説明をいただけるとよろしいのではないかなというよう

に思います。

二点目は40ページ目あたりのNISAのところの世帯収入・資産・負債の分布というところで、これは年齢階層になっていますけれども、私はレイバーエコノミストですので、その視点から言いますと、この図の背景にあるのは年功賃金と退職一時金だと思います。即ち年功賃金ですから若い人は収入も少ないので貯蓄も少なく、金融資産も少ない。年を取ってくると収入も多くなり、特に退職直後は退職一時金などをもらって、それを金融資産投資するというのは先ほど関課長の御説明になったとおりでと思います。

ただ、これからのことを考えると、年功賃金は過去20年ぐらいの間も徐々に徐々にフラットになってきています。恐らくこれからももっとフラットになってくると思います。同時に、退職一時金をむしろ賃金の方に振り向けていこうというような傾向も出てきています。そうすると、恐らく若いときにもっと金融資産投資をするようになってくるでしょう。逆に言うと、年を取ってから金融資産投資をする傾向は弱まってくるかもしれない。

特に年功賃金が崩れてきますと、年功賃金というのはいわゆる生活給といわれているように、一定のライフステージで、例えば40代だったらこのぐらい支出、費用がかかるから、子供も学校に行くとかですね、それに合わせて賃金も上げていこうというような形で、生活の必要に応じて賃金も上がってきたわけです。しかしそれがだんだん崩れてくると、若い頃の余剰を例えば中年期の必要な支出に備えて投資するというようなことも必要になってきますので、そういう面は、このNISAを進める際には、先ほど冒頭で佐藤委員も言われましたが、高齢層というよりは、イメージ的にはやはり若い世代にもっと活用しやすいような形に改革を進めていくべき、ということはたしかに言えるのではないかなと思います。

同時に、税制でいえば、これも以前から言われている課題ですけれども、退職一時金課税。特に現在の退職一時金課税では、控除額は勤続年数に応じて増えていくようになっていくというようなこともありますので、この退職一時金税制についても同時に見直していくということが必要なのではないかというように思いました。

以上、二点でございます。どうもありがとうございます。

○中里会長

ありがとうございました。

それでは、中空委員、お願いいたします。

○中空委員

御説明ありがとうございました。

私からは、楡井先生に幾つか質問とコメントをさせていただきたいと思います。

まず質問からさせていただきたいと思うのですが、先生に御説明いただいたパレート分布などとても勉強になりました。そのパレート分布についての質問です。パレー

ト指数というのは、米国では歴史的下限に来ているという御説明でしたが、下限に来るとこれはずっと下限に貼り付いてしまうものなのではないでしょうか。これがその後どうなるか。下限に張り付いた結果、どんな副作用が起こり得るのかということをお教えください。

そして、そのまま下限に貼り付くことに関してなのですが、恐らく経済格差が大きくなって問題ですということがあると思われまふ。それを是正しようとする、例えば戦争や地震など、大きく世の中が変わるような“がらがらぼん”によって、ゼロリセットできるようなことが必要な気がしますが、いかがでしょうか。日本のこういった問題を考えていく上でも重要だと思ふのでお教えいただければと思ひます。これが先生への質問です。

あとコメントです。税調ですから応能、中立、公平というのは重要だと思ひています。一方で、この税制調査会でやはり気にしてほしいことは競争力をいかに維持するか、という点です。日本の競争力はとても下がってきているというようにいろいろなデータで分かりますので、競争力を維持することが肝要です。

さらに1億円の壁とか金融取引課税の話をする、特に外国人投資家を中心に日本への投資について白けてしまうという点も一定の気を払っていただきたいと思ひます。白けたらどうなのとか、投資家がどうするかというのは勝手だよ、というように放置してしまうのも手ですけれども、外国人のお金を日本に呼び込んでより成長していこうとするのであれば、いかに平等で魅力的な市場にするかという観点も重要なことなのだと思ひています。

続きまして、中間層のうち、たとえば資産で1,000万とか2,000万円というレベルの中での細かいデータの重要性という点についてです。例えばですが、同じ給料をもらっていても真面目にこつこつと投資をして、資産を持っている人と、同じ給料をもらったのに何もしないで全部お金を使った結果の人がいる場合、前者は課税、後者は国が守るというようなことが起きていないかどうか。不公平な税制は意味がないと私は思ひます。これまで生真面目に生きてきた人たちがその通りにきちんと守られる税制が必要だということです。今のところ、とてもお金持ちの人とそうでない人という極端な話ばかりしているのだから論点がぶれているかもしれないのですが、中間層の中でもきめ細かなデータを持って対応していく必要があるのではないかとこの二点目。

最後、もう一つですが、NISAやiDeCoについては、金融市場にとっては良いことなのではけれども、この市場をいかに大きくするか、です。2,000兆円のマーケットという結構な大きな市場形成が期待されるのですが、残高を見ていただくとまだまだ十何兆円という世界なので、これでマーケットが動いているかと言われたらとんでもない、ということになります。なので、いかに使いやすくするかということもさることながら、多くの問題点があるのではないかとこのことで、iDeCoやNISAに関するそもそもの見直し

から始めるべきではないかなというように思っています。

ということで三点コメントしました。以上です。ありがとうございました。

○中里会長

楡井先生、お願いします。

○楡井東京大学大学院経済学研究科教授

御質問ありがとうございます。

米国のパレート指数が今1.5を下回っている。これは下限と申したのはちょっと言葉が悪くて、1.5よりも下に行きます。歴史的に今、1.5辺り以下にあまり行ったことがなかったのですけれども、今、そこに行きつつあるということです。

パレート指数自体は1までは行けます。1よりもさらに低まってしまうとほとんど貴族制みたいな社会で、一握りの人が全てを持っているという社会になります。それは市場経済では今まで観察されたことがありませんで、恐らく労働所得、労働分配というものがGDPの3分の2ぐらいを占めていますから、それがあふ限り、恐らく1よりも小さいところには行かないという意味で、1が下限なのかなというように思っています。

そのように米国のパレート指数が低下しているときに、これがどうやったら反転し得るのかということですが、歴史的に言っているがらぼんしかないのだというような論者もあります。この森口・サエズの図を見ても、今、米国のパレート指数は戦前くらいに行っているわけですが、それが平等化するのやはりニューディールから第二次世界大戦の米国の総動員化といった、言ってみればがらぼんによって初めて平等化し得たわけですね。その過程では、大規模な累進課税というものが非常に有効だったわけです。なので、そのレベルにしなければ、そのような累進的な課税にしなければ元に戻らないのだという考え方の論者はいると思います。

私としては、それ以外の道もあるのではないかと考えていまして、それは経済学者のクズネッツが言ったことなのですから、クズネッツが言ったことは、工業化が起こった19世紀から20世紀にかけて何が起こったかということ、まずは富裕層が拡大したのである。ひょっとしたら今の中国もそうかもしれません。アントレプレナー、経営者が新産業を立ち上げることによって、まず先に富裕化する。それによって不平等化がまず経済成長の最初の段階で拡大する。だけれども、その後で、そのような新産業がより多くの労働者を必要としますから労働需要が非常に高まる。そうすると、その新産業に労働者が引き寄せられるプロセスで賃金が上がっていく。それで中産階級が形成されるという議論をクズネッツがしました。

同じようなプロセスが今の80年代以降の新しい経済成長のプロセスでも可能ではないかと思っています。ただ、論者によっては、しかし、今のデジタル化の中ではAIなのだから、新しい労働者というのは生まれなくて、ジョブが全部なくなってしまうのではないかと言う方もいますが、それはちょっと極端な議論で、新しい余った労働者を使う

ようなタイプの新しいビジネスというものがきっと出てくるだろう。でも、そういうのが出てくるためには、そういうことを実現するアントレプレナーがいなければいけない、企業家が存在しなければいけないということで、新しい産業を立ち上げていく企業、個人というものが格差の解消にとっても重要なのではないかというように私は考えております。

以上です。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、諸富特別委員、お願いします。

○諸富特別委員

やはり議論が集中している1億円以上の高額所得者層に対する負担率の話ですね。31ページ目以降、説明資料の17-1のところですね。こちらはやはり、今日は多数の資料を出して1億円以上の高額所得者層における負担構造がどうなっているか、非常によく分かりやすい形で出していただいたと思います。その中で31ページ目が非常に面白かったのは、譲渡所得、分離長期譲渡所得が高額所得者においてはほとんど総所得における占める比率が小さいパーセンテージで、これはバブル全盛の頃だったらこれが結構占めていたかもしれないのですけれども、ほとんど占めておらず、やはり株式等の譲渡所得の比率が極めて高く、特に100億円以上のところで極めて高くなっているのが非常によく分かりました。

そのほか、これも話題になっている33ページ目のところでは、社会保険料を加えた場合に500万円以下の層の負担率と、それから、ここは注意が必要であるという留保はありますが、10億円、20億円、50億円、場合によっては100億円、先ほどのところだとほとんど負担率が等しいか、むしろ高額所得者の負担率が低くなっている、こういった状況ですね。これはやはりこういった構造というのは正当化できるのかという疑問を持たざるを得ないと思いますね。特に社会保険料の負担構造は逆進的であることが知られていたのですが、やはりこういう構造になっているのは改めて明らかになった。

また、パレート指数についても1.1指数になっているということも、新たに34ページ目で示していただいて非常に意義があったと思います。

こういった状況から鑑みるに、やはり高額所得者層に対する新たなる負担の強化ということを私たちは議論しなければいけないのではないかというように思います。この点については、様々な議論がもちろんあるところですが、特に今回議論が出ている中では、リスクテイクを積極的にしているということと公平性の担保をどういうようにバランスを取っていくかというところが一つの大きな論点になっているわけですね。

この点に関しては、楡井先生の最後の私見というスライドでも言及されたところではございますが、もちろん格差を是正していく様々な点を優先的に解決すべきだというのは全く賛成なのですが、一方で、リスクテイクというものをどう考えるか。つま

り、高額所得者は資金をどこへ一体投資をしているのだろうかというデータがなかなかない中で、高額所得者に対して課税を強化したときに、リスクテイクがどれほど大きくそがれるのか、そういったインセンティブがそがれるのかについてもっと丁寧な議論を我々はする必要があるのではないかと。

つまり、課税強化した場合にリスクテイク、インセンティブがそがれますよねというところだけで話が終わってしまうとそれで議論が終わってしまうわけですし、本当のところ、実際どれくらいリスクテイクがそがれるかということに関しては何か実証研究というものがあるのかどうか、楡井先生、もし御存じであればお聞きしたいと思います。

議論の中の念頭にあるのは、現在、資本所得課税の税率が日本では20パーセントのところを、例えばヨーロッパでよくある25パーセントとか、せいぜい北欧諸国にあるような30パーセントというようにところに引き上げていくようなことを念頭に置いていたわけですがけれども、例えば北欧諸国だとかほかの欧州諸国で、それで何かスタートアップが日本よりも沈滞しているというような証拠があるという話は聞いたことがないのです。この辺りは実証研究の領域なのかなというように思います。

他方、もちろんそういう形で課税強化したとしても、例えばスタートアップ投資に対する税制優遇措置を拡充していくなどの方向を取ることによって、ある程度リスクテイクに対して税制上、優遇措置を取ることによってインセンティブがそがれるマイナスの効果を抑制することは可能なのではないかとも思いますね。この辺りはもう少し議論の余地があるかもしれません。この辺り、ぜひ御意見も伺いたいというところでございます。

以上でございます。

○中里会長

楡井先生、お願いします。

○楡井東京大学大学院経済学研究科教授

重要な御質問だと思います。そして、こういった富裕層あるいは成功したスタートアップの方々がどのように税率に反応するのかというのは、これは研究がまだ足りていない。実際サンプルも少ないから難しいところではあると思うのですが、重要なのですが、なかなか一概に言えないところなのかなというように思います。

ただ、直感的な議論になってしまって恐縮ですが、富裕層にまでとどまっているスタートアップの創業者の方々というのは途中でやめなかった方々だと思うのです。要するに、ビジネスに一定程度成功したら、それを流動化して、あとは安楽に暮らすということはいつでもできるわけだし、多分そうするような方もいるのだと思うのです。ただ、そういう方というのはたちまちのうちに右裾から消えてしまうわけですよね。中産階級に戻ってしまうわけで、その右裾に残り続けている人というのはずっと自分の人的資本をまたその事業に再投資してずっと続けている方なのではないかなと

いうように思います。

言ってみれば、アントレプレナーというのは自分が自分のボスであるとか、あるいは自分の事業にかける意欲だけでドライブされている人なのだというように見るのであれば、彼らが所得税の税率をちょっと変えたことによってビジネスの態度を変えるかどうかというのは、私は直感的には疑問かなというように思っています。

以上です。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、井伊委員、お願いいたします。

○井伊（雅）委員

私からは二点あります。

一点目は財務省資料の28ページ目ですが、今まで吉川特別委員や清家委員が指摘されたこととも関連するのですけれども、この図の目的は、所得階級別に個人の負担を示すことだと思いますので、社会保険料を入れて比較をしないと正しい状況が見えないかなと思います。家族形態別のデータもOECDのデータにはありますので、そういうものをお示しいただければと思います。

あと、これは円で表示されているのですけれども、国際比較をするのであれば為替の問題やインフレ率の違いなどもありますので、各国の平均賃金を横軸に置くなどしていただいたほうが良いのではないかなと思います。

二点目は、公的年金等控除のことで、本日、直接議論をされたことではないのですけれども、一点指摘をしたいことがあります。

公的年金等控除を給与所得控除並みへ縮小することは今までの税調でも指摘されたことで、もちろん私も賛成ですが、一点留意することがあります。後期高齢者医療制度の財源を丁寧に見ますと、現役並み所得の高齢者が拡大すると現役世代の健康保険料が上がってしまう仕組みになっています。ですから、現在の複雑な後期高齢者支援金の在り方などもセットに考えないと、高齢者に応分の負担を求めるためにおこなったことが、現役世代の負担を増やすことになってしまいます。公的年金等控除に関して今まで税調で議論されたことですので、この点を留意して議論していただければと思います。

以上です。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、田近特別委員、お願いします。

○田近特別委員

まず、楡井先生、御説明ありがとうございました。所得集中についてどう考えたらいいか、大変参考になったわけですが、せっかくなので先生の資料に基づいて幾

つか御質問させていただきたいと思います。

御主張の経済成長の背景には企業家精神がある。それが時代、時代で変わっていく。今や人的資本や物的資本が重要だと、その芽を摘んではいけない、そのとおりだと思うのです。それで議論ですけれども、既に何回かやり取りはありましたが、リスクの担い手と資金の出し手をつなぐ金融が重要だと私も思います。なかなか先生はずばっとおっしゃいましたけれども、私もS法人。S法人というのは法人税をパスして個人段階で払うということですから、そういう新しいフレキシブルな企業形態。

それから、私はキャピタルゲイン、新しい企業に対してキャピタルゲイン税に対しての思い切った非課税。例えばある人が会社をつくって、それを誰かに売る。そのときに10億円で生まれた。多分アメリカはそのタイプが多いと思うのですけれども、それに対してどう考えるか。それは大きいと思います。したがって、エンジェル税制というのは私の知る限り、資金の出し手に対する優遇ですから、今度、企業家した人に対してどう考えるか、そこが重要だと思います。

それから、あと出し手の方ですけれども、これは専門的というか制度的になりますけれども、NISAとiDeCoをどう考えるか。貯蓄から投資ですよ。これから年40万、20年間、800万円ありますよ。ただ、今みたいな投資環境で貯蓄から投資へではなくて投資くださいではないと思うのですよね。普通の人にとって大切なのは、生涯を通じて老後の資産形成をどうするか。そのときに老後の資産をどう形成するかというときには、基本的にはiDeCo的なもの、世界的にはiDeCo的なものだと思っています。したがって、今日は語り尽くせませんけれども、NISAとiDeCoというもののすみ分けをどうするかは非常に重要だと思いました。

最後ですけれども、いよいよ所得集中化への対応で格差とはということで、税制の抜け穴を塞がなければいけない。先生に質問するわけではなく、私が自分で思ったことを答えますけれども、今日の関課長の資料の32ページ目で、要するに1億円以上の右側の方の人の所得の構成は何かというと、上場株式の譲渡所得が14.4、これは普通のとか、特定口座に入っていれば20パーセント。それから、重要なのは、関課長も恐らくおっしゃりたかったのは、非上場株式等の譲渡所得、投資等の長期譲渡所得。

そうすると、この非上場株式等のところをどう考えるかというのはすごく重要だと思うのですよね。つまり、同族会社の人が自分の稼いだものを同族企業の所得にして、それでもって株価が上がる。そうすると、背後にあるのは同族企業課税をどう考えるかというところで、いやいや、これは十何パーセントでその問題、私もここはどう考えるかということではしゃべっているのですけれども、その背後にある原因の一つである、やはり非上場株式等の譲渡所得というのをどう考えるか。これもまた今風に言うと、そういう企業の芽を摘んではいけないわけで、一方的な議論、同族会社課税強化だということではないと思うのですけれども、その背後には同族会社の問題があると思いました。

そういうわけで、楡井先生、どうも大変ありがとうございました。

○中里会長

楡井先生、もしコメントがございましたら。

○楡井東京大学大学院経済学研究科教授

では、Sコーポレーションのところだけ御質問があったので。その話を持ち出しましたのは、私は経済学者で、同僚の経済学者が普通に、アメリカですけれども、Sコーポレーションを立ち上げてビジネスをやっているとか、飽きたらそれをやめてしまうとかということを見ていましたし、今回、コロナワクチンでもモデルナであるとかピオンテックであるとか、研究者がスタートアップをする、それがどれだけこの社会に良い影響を及ぼし得るのかということを見ましたので感じました。

リスクテイクの担い手と申し上げたのですけれども、これは様々なレベルがあり得ると考えています。本気でずっとスタートアップをするシリアルアントレプレナーみたいな人もいるとは思いますが、そうではないレベルの人もいます。パレート分布というのは非常に何桁にもわたるものですから、それに応じたレベルのいろいろなリスクテイクがあると思うのですね。

例えばサラリーマンであっても何かちょっとアイデアがあるからやってみたい、ちょっとやってみたいとか、研究者も何か飛びついてみたい、ワクチンが作れそうだからやってみたい、うまくいかなかったら戻ってみたいというようなある程度小規模な、Amazonではないけれども、ちょっと小規模だが社会に十分大きな影響を及ぼし得るリスクテイクというのが存在し得ると思っていて、それに対する良い税制というのは何かという寺井委員の御質問にちょっと答え損なってしまったのだと思うのですが、人的資本をどういうように無にしないでそういうリスクテイクができるのかということが大事で、そのためには流動的な労働市場であるとか、あるいは企業にひもづいていない、もっと一般的な人的資本を積み上げることができる人的資本がポータブルであるような仕組み。そのポータブルな人的資本を積み上げることが妨げないような税制。だから、一度会社勤めを辞めても、例えば社会保障が途切れないとか、そういうような税制が大事なのかなと考えました。

以上です。

○中里会長

ありがとうございます。

関課長、お願いします。

○関主税局税制第一課長

御指摘いただいた同族会社の関係かと思いますが、今回、データとして株のキャピタルゲインのところを上場と非上場で分けさせていただくというところが結構新たな発見で、この先、要するに非上場のところにどうアプローチするかというところは、まだ考えが正直まとまっておりませんが、よく実態を勉強していきたいと思います。

○中里会長

局長、お願いいたします。

○住澤主税局長

同族会社については、田近特別委員も含めて以前から法人税制に関連して、あるいは法人税と所得税の境界領域の話として随分御議論がされてきたところでございます。佐藤委員がおっしゃいましたように、長い年月にわたって蓄積された所得が一時期、この譲渡所得として発現するという側面がある一方で、逆に、留保金課税みたいなものがかつては中小法人も含めて行われていたわけですが、毎年毎年発生している勤労所得であるとか、あるいは資産勤労混合所得的なものが会社の中に蓄積されていくということがあるわけで、それがいつ譲渡されるのかということについてはかなり選択に幅がある、自由に決められるという面が同族会社についてはあるということもございますので、平準化の必要性という面と所得の発生時期に関する選択の自由といった辺りについても考慮に入れて、同族会社についてはこれまで御議論が行われてきたという面はあろうかと思えます。

いずれにしても、こういったデータを踏まえて適切な負担の在り方というものについてさらに御議論を深めていただければというように思っております。

○中里会長

ありがとうございます。

当初、予定しておりました会議時間を経過いたしました。しかるに、あと7人の方の挙手がございますので、このままだとあと1時間ぐらいかかりそうなので、大変申し訳ないのですが、少し手短にしようというお気持ちでコメントなり御質問をお願いいたします。そういうわけで少々お時間を延長させていただきたいと思っておりますので、御了承ください。

なお、楡井先生におかれましては、所用につき御退席ということになりますので、よろしくをお願いいたします。

それから、御出席の委員の方々におかれましては、御都合に合わせて途中退席いただいても当然結構でございますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、林特別委員、お願いします。

○林特別委員

四点コメントを申し上げたいと思えます。

一点目は、スタートアップの話が譲渡所得課税の関係で出てきたと思うのですが、これはスタートアップとキャピタルゲイン課税は一応別物として考えたほうがいいのかと私は思っています。というのも、スタートアップは経済学的に言うと外部性があるからいろいろ援助したほうが良いという話になると思えますけれども、もう既にいろいろな政策税制も行われて、そちらの方でしっかり公的部門もスタートアップに投資するという形でやっていけばそれはそれでよいということかと思えます。

それによってキャピタルゲインが出れば、公的部門はしっかりそのお裾分けという形で税金を取るといいう形でもいいのではないかなと思います。あとスタートアップ課税についてもキャピタルゲイン課税についても、最近幾つか米国を中心とした実証分析が出ていますので、今後、必要に応じて情報提供できればと思います。

二点目は、これはキャピタルゲイン課税を含めて資産所得課税一般に係ると思うのですけれども、資産所得に関してはもちろん努力の部分もあると思いますが、運の部分もかなりあるというのが最近の議論かと私は理解しております。したがって、運の部分をもどのように課税として吸い上げるかということが問題になると思いますので、必ずしも資産が増えたから全部その人たちの努力だという考えはやめなければいけないのかなと思います。

三点目は、資産関連の課税が重視されることになって、申告関連の部分が増えると税務当局のリソースが足りなくなるということが発生するかもしれません。やはり公平な課税、ずるしている人にはしっかりずるしないようにしてもらう仕組みは重要なので、税務執行のリソースについてもしっかり考えていただければと思います。

四点目は、財務省の34ページ目にパレート指数を計算した表がございます。これは非常に大変だったと思います。こういった計算は毎年毎年、できれば過去にも遡って同じような計算をやっていただければ、非常に大変だとは思いますが、今までの資産分布の変化とこれからの資産分布の変化がよく理解できるようになると思いますので、よろしく願いできればと思います。

以上でございます。

○中里会長

ありがとうございます。確かに先ほどの1億円を超えるところの図とこの部分は大変だったのではないのでしょうかね。ありがとうございます。

それでは、田中特別委員、お願いいたします。

○田中特別委員

今日のお話は、とても興味深く、勉強になりました。私の方から、あまり議論に出ないのですが、田中特別委員が言った同族会社はどうなのだろうということについて、私も少し考えることがあった方が良くはないかなと思っていまして、中小の同族会社は配当も総合課税なのですね。ですから、資料にあるとおりではないのです。それがほとんど9割以上の会社がそういうことになっているわけです。

ですから、収支がぎりぎりのところまで給料を設定して、赤字になってしまうという企業があったり、逆に配当しないで設備投資のためにお金をためているという企業があったりします。いずれにせよ、資本金として資金調達が非常に難しいですね。これは企業とすると欠陥だと思うのですね。ここをどうしたらいいのだろうということをやったり考えることが必要なのかな。それは一部にそういうずるをする人がいるかもしれないし、でも、ずるを止めることは大事なわけけれども、全体をどうするかというこ

とを考える必要があるのかなというように思っていました。

今日の分離課税があるというのは、やはりそういう資本を調達したり活性化したりするためのツールだと思うので、そういうストーリーに乗れてない中小企業をもう一回見直す必要があるのかな。なおかつ、利益だけではなくて、儲かってないけどコミュニティに必要な企業もあるし、社会資本整備に必要なSPCもあるというようなことも考えて、どうしたらいいのかということ全体として考えていただきたいなというように私は感じました。

以上です。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、辻委員、お願いします。

○辻委員

今まで皆さんの議論をお伺いして、今日の資料を改めて見ると、1億円以上の高額所得者に対する適正課税の在り方について、私も意見があります。特に分離所得課税の税率の問題ですとか、それに関係する様々な施策を慎重に見直していくということはやはりどうしても必要かなという印象を強く受けました。

そこでは、特に日本の成長力を復活させるということは損なわないようにどこまでできるかということが、やはり大きな課題になると思います。この点に関していえば、少なくとも今日の資料ベースではEBPM的な発想でその必要性について数字で浮かび上がらせることに成功してきていると思います。それに係る、さらに望ましい施策の方向についても、議論の中で幾つか追加の質問もありました。これら部分についてどれだけデータを持って骨太に打ち出せるかが今回の勝負どころかなと、こういう印象を持ちましたというのが第一点です。

第二点は、この点にも関係して、今まであまり議論にならなかった点として、個人住民税の問題でもあります。

今日もデータの中にありましたが、個人住民税は、人口減少社会にはなっても、これまでのところはそこそこの経済状況の中でまあまあの伸びを示してきました。特に人口減少に転じてからも働く女性が増えてきているということも大きかったのですが、しかし、今後は、人口減少、特に生産年齢人口の減少が著しくなっていきます。団体によってはさらに社会転出が顕著になっていきまして、当面の税収確保も大変なのですけれども、将来にわたってどうやって個人住民税を確保していくかというのは、非常に深刻な問題になってきているように思っています。

こうして見ると、個人住民税の確保策というのをなるべく幅広く検討していくというのは地方社会を守るという観点でも必要になっているということで、本日話題の分離課税のあり方、つまり、株式譲渡ですとか土地譲渡益ですとかこういうような資産所得に関するようなものの在り方に関しても、個人住民税の観点からも税率の引上げ

等を考えたり、それに関係する各種控除や特例の措置等を見直して、課税ベースを拡大していくということがどうしても必要なことではないかと考えております。

以上です。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、赤井特別委員、お願いいたします。

○赤井特別委員

簡単に二点だけ。まずは話題の資産所得課税のところですがけれども、高所得者の負担が減るカーブがあるというところで、財務省の32ページ目のところですね。所得税の設計との全体像で、このカーブをどうするのかという話が必要になるのかなと思います。

具体的には一つの案として、今、辻委員からも出ましたけれども、総務省資料の16ページ目のところに、所得課税は10パーセントで資本の資産課税のところは5パーセントだという議論が出ていて、10と5のところですね国税の方でこの資産課税の議論をするのも一つだと思うのですがけれども、一つの案としては、例えば所得の10パーセントはもうフラットに住民サービスのために支払っていただきますというように考えれば、この分離課税のところも具体的なところとしては5から10に変えるとか、そういうような形で、要するに地方の住民サービスに対する対価としてあらゆる所得で10パーセント、こちらのいわゆる10と10でそろえる、そういうような形の説明は分かりやすく一つあり得るのかなと。今後、少子高齢化で地方の財源もますます必要になるし、要するに少子高齢化で減ってくる部分を補わないといけなくなってくるので、そういう意味ではそういうことは具体例の一つとしてあるかなと思いました。

それから、NISAのところは、国民の預貯金を資産運用に誘導して資産を増やすというのは良いことだと思いますし、これは拡大という議論が当然起きてくると思うのですがけれども、それは議論するのは簡単で、では、どういうところ、どの基準でどのレベルのゴールを目指すのか。これは非課税にするというような形の政策なので、本来の税の在り方からすれば受益者負担という考えとは異なるので、それだけでそこを達成していくのか、ほかの政策と組み合わせて税としての促進の役割はここまでですよというようなところをきちんと整理をして、どのぐらいの効果があつたのか、そのところを併せて議論をしていくべきかなというように思います。

以上です。ありがとうございます。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、梶川特別委員、お願いします。

○梶川特別委員

丁寧な御説明、今日は事務局、楡井先生、ありがとうございます。

私も皆様が注目されたところと全く同じで、31～34ページ目のところなのでございますけれども、この中でやはり税の公平性とある意味では、経済的にリスクテイクの促進という今大きな政策課題がある。この場合にリスクテイクのお話というのは資金の出し手の話と事業主体の話があると思うのですね。資金の出し手の話に関して、それも市場を通して出すというケースとそうでないケース、今回の32ページ目の非上場株式のようなどころにかなりキャピタルゲインが出ているということで、やはり市場を通す話というのは非常に影響のある話なので、かなり慎重に考えていかないと、外国投資家も含めて経済効率全体に問題が出てくるのではないかなという気はいたします。

ただ、この非上場株式のところというのは、むしろスタートアップ企業等、実際に事業主体のリスクテイクについて多少モチベーションが落ちるのではないかみたいなことがあるのですが、私もIPO等、いろいろ見せていただいて、もちろんキャピタルゲインの金額によってという部分というのは必ずしも実証的ではないのですけれども、ある程度のキャピタルゲインを御本人たちが得られて、その上、極端に言うと20億とか30億とかそういう単位のところの税が少し超過的になったからといってスタートアップをやめようよとか、そういうモチベーションになるとはとても思えないのですね。

これは分布、少し、もう一段見ていただいて、実際どの程度からより段階的、分離課税であるけれども、段階的課税税率で、それがいわゆるスタートアップ事業者のモチベーションを落とすかということとはちょっと慎重に議論していただけると、その部分は十分課税の公平性の話と調和していける方向というのも十分あるのではないかと思います。5億や3億だとちょっと気になるなという方はいるかもしれませんが、20億もうけて、そこから上でちょっと税率が上がったからといって、私、もう事業をやらないよという、私がお目にかかる企業家の中ではほとんどそんな実感はないもので、何ら全く実証的な話ではない実務的な感触なのですけれども、何か参考になればということで、すみません。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、熊谷特別委員、お願いします。

○熊谷特別委員

当初、五点申し上げようと考えておりましたが、お時間も限られておりますので、四点にいたします。

一点目は、全体観でございますけれども、前回の税調で土居委員からは資本所得に重く税を課すと資本蓄積が鈍る効果が累積的に出てしまうという意味において、経済学でいうところの効率性の観点からは望ましくないという御指摘がございました。また、本日も諸先生方からアントレプレナーシップやスタートアップへの配慮ですとか、もしくは中空委員から競争力維持とのバランス、こうした様々な御指摘もございまし

たので、私自身は金融所得等の資産所得に対する課税については、引き続き多角的な観点から冷静な検討が必要であると考えているところであります。

二点目として、33ページの部分で、今回新たに申告納税者の所得階級別の所得税に社会保険料を加えた負担率のグラフが掲載されましたけれども、これは社会保険料の賦課上限に対する問題提起であると、私自身は理解をしております。このグラフを所得税と社会保険料に分解いたしますと、社会保険料には上限があるため、超高所得者においては負担率がゼロパーセントに漸近していくことが確認できます。所得税プラス社会保険料を考慮した超高所得者の負担水準の公平感については、分離課税の問題というよりは、むしろ社会保険料の上限をどうすべきかという問題であると考えております。

三点目は、34ページに、資本所得の分布という面で非常に貴重な分析がございますが、単年度の資産所得の分布をもって資産総額がこのように分布しているのではないかと推計するには慎重になった方がよいのではないかと考えます。未上場株のキャピタルゲインなどでは何十年に一度、売却によって巨額の譲渡益が計上されている者がいるといたしますと、資産総額の分布はこれほど極端なものにはならないと見込まれます。いずれにしても、本件に限らず税務統計は富裕層の資産や所得を把握し、政策を検討する上で貴重なデータになりますので、今後もファクトベースの納得性の高い税制を構築するために、ぜひとも税務統計の積極的な公開を進めていただきたいと思います。

最後に四点目でございますが、43ページ辺りのNISA、iDeCoの非課税枠の計算等についてでございますが、まず、つみたてNISAはまだ創設されて5年ほど、iDeCoも20年ほどしか経っておらず、現時点において3,800万円も非課税で運用している世帯は存在いたしません。特にiDeCoについては、20歳のときから限度額いっぱいまでの拠出を仮に40年間続けるというある種、理想的な積立をやり続けた場合の金額でございますので、これは累計限度額が多いか少ないかという議論よりも、むしろお金に余裕があるときに柔軟な積立ができるような制度にすべきだという議論であると考えています。

したがって、iDeCoにおいてもNISAと同じように年間の拠出限度額を弾力化すべきです。全体を通して言えることは、今、いくらためているというバックワードルッキングな議論ではなく、今後、国民が目標とするべき水準からバックキャストしたフォワードルッキングな議論こそが肝要であると考えています。

私からは以上でございます。ありがとうございます。

○中里会長

ありがとうございます。

岡村委員、お願いします。

○岡村委員

これまで議論になっております個人所得税の32ページ目の円グラフのところでは、

非上場株式の譲渡所得等がかなりの割合を占めるということが分かったわけですが、恐らくこの中身というのは、いろいろアントレプレナーの方々の人的な努力が集積されたものといった側面が強いのではないかと思います。この点に関しては、先ほど住澤局長からも御指摘がありましたが、やはり課税時期を選択できるという問題があり、もう少し強い言い方をすれば、それは課税時期を繰り延べることができるということになるかと思います。この点がやはり右肩下がりの一つの原因になっている。ですから、私としては、こここのところに対して、やはりある程度の累進性のある課税をやらないと、平らにならないだろうという感じがいたします。

そういうことを考えて、しかし、やはりアントレプレナーの芽を摘むというようなことは絶対避けなければならないということで、ここから少し法人税の話になるのですが、先ほど、まず一つは、現在の法人税法34条の役員給与の損金不算入などの規定。特に利益連動性給与というものの形が、こういった新しい事業をやっていく人たちにとって適切かどうかというところを一つ考える必要があるのではないかと。そこで企業の中への過度の利益留保というようなことをもう少し抑えられるかもしれないということですね。

それから、もう一点は、やはり経営者の方々がだんだん高齢になっていって、蓄積したものをある程度実現していきたいというところがありつつ、しかし、この投資は継続したい、この事業活動自体は継続していきたい。このとき何が起こるかというところ、いわゆる組織再編税制がこういったときにうまく働くかどうかという問題です。現在、ある程度、非適格資産、つまり、株式以外の金銭等をもたらした場合にどこまで非課税にできるかというところを、少し柔軟化していただいたと思うのですが、さらに、事業がずっと継続していく限りはある程度部分的な実現ということを認める。そうすれば、先ほど佐藤委員などがおっしゃった一気に実現してどうこうというような問題は避けられるのではないかとというような感じがいたします。

以上です。

○中里会長

このほかに相続税もございますので、いろいろと複合的な議論が必要になってまいりますね。ありがとうございました。

本日も多くの委員の方から大変貴重な御意見、御指摘あるいは御質問をいただき、税目ごとの議論の初回として非常に充実した会議になったと思います。

本日の議事はこれで終了となります。

次回総会の開催日時、議題などは、決まり次第、改めて事務局から御連絡いたします。

なお、本日の会議の内容は、この後、私から記者会見で御紹介したいと思います。

本日は、お忙しい中、本当にどうもありがとうございました。

[閉会]